

総務委員会記録（速報版）

令和7年9月4日開催

付議事件

7 第69号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算（第1号）

○秋山としゆき委員長 付議事件7、第69号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算議案の説明は省略となりますが、舟券売上状況等について担当部から報告があるとのことですので、報告をお願いいたします。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 初めに、本日につきましては、平和島開催に伴いまして議事日程に御配慮いただき、ありがとうございます。

それでは、説明に移らせていただきます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 それでは、御審議いただく前に、令和7年度の舟券売上状況等につきまして、令和7年8月21日、府中市開催87日終了時点の状況を資料に基づき御説明をさせていただきます。

お手元の資料、競走事業舟券売上額及び利用者数等についてを御覧ください。

初めに、1の全競走の売上総額等でございますが、本年度の売上総額は387億9,773万7,800円、令和6年度が375億2,508万5,400円で、対前年度比、プラス3.4%でございます。

次に、2の競走の種別ごとの売上総額等でございますが、（1）一般競走でございますが、売上金額の総額は、本年度、334億7,023万8,900円、令和6年度は327億1,101万500円で、対前年度比、プラス2.3%でございます。

次に、1日平均売上額でございますが、本年度は4億1,321万2,826円、令和6年度は4億383万9,636円で、対前年度比、プラス2.3%でございます。

恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。利用者総数でございますが、本年度は、総数712万6,684人、令和6年度は700万6,554人で、対前年度比、プラス1.7%でございます。

次に、1日平均利用者数でございますが、本年度は8万7,983人で、令和6年度は8万6,500人で、対前年度比、プラス1.7%でございます。

なお、平和島本場の1日平均利用者数は1,458人で、対前年度比、マイナス7.8%でございます。

次に、1人当たり購買額でございますが、本年度は4,696円、令和6年度は4,668円で、対前年度比、プラス0.6%でございます。

なお、平和島本場の1人当たりの購買額は1万8,825円で、対前年度比、プラス1.0%でございます。

（2）特別競走でございますが、アのGⅠ周年記念競走は、本日、令和7年9月4日から9月9日まで開催いたします。

イのGⅡモーターボート大賞ですが、令和7年5月20日から5月25日まで開催いたしまして、売上金額は53億2,749万8,900円、令和6年度は48億1,407万4,900円で、対前年度比、プラス10.7%でございます。

以上で、売上状況の報告を終了させていただきます。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました、第69号議案 令和7年度府中市競走事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の競走事業会計補正予算は、支出について、ボートレース業界での新たな施策に

伴う施設整備に係る経費や整備に関する資材等の物価高騰による費用の増額が見込まれることから、施設会社から要求があったため、平和島競走場施設借上費について増額をするものでございます。ページ数につきましては全てシステムのものを表記しております。

4ページをお願いいたします。

補正額でございますが、第2条（収益的支出の補正）は収益的支出において、6億3,377万7,000円を加算し、予定額848億1,402万8,000円とし、第3条（資本的収入及び支出の補正）は予算第4条本文中「及び当年度利益剰余金処分額2,600,000千円」を「当年度利益剰余金処分額1,900,000千円及び繰越利益剰余金処分額700,000千円」に改めるとし、さらに第4条（利益剰余金の処分の補正）は予算第8条本文中「2,600,000千円」を、「1,900,000千円及び繰越利益剰余金のうち700,000千円」に改めるとしております。

12、13ページに移りまして、補正予算実施計画明細書によりまして御説明申し上げます。

収益的支出でございますが、先ほど御説明した内容に伴い、款の1競走事業費用、項の1営業費用、目の1開催費が6億2,733万9,000円の増、1競走事業費用、項の1営業費用、目の2場間場外発売事務受託費が643万8,000円の増となっております。

以上、補正前の支出合計841億8,025万1,000円に対しまして、今回の補正額は6億3,377万7,000円の増額で、補正前の額に対しまして0.8%の増となり、支出合計は848億1,402万8,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- 秋山としゆき委員長 これより、ただいま報告のあった売上状況報告の内容も含めて、質疑・意見を求めます。竹内委員。
- 竹内祐子委員 御説明ありがとうございます。売上げの面と、あと利用者数の点について、少しお伺いしたいんですけども、総額としては2.3%の増というところがありますが、利用者で見ますと、本場のほうはマイナス7.9%で、電話投票のほうは伸びているわけですけども、他場も含めても、利用者の方は減っているのかなと見られるんですが、その点について、ごめんなさい、電話投票を除いているところですけども、どのように傾向があるのか、お一人の方の購買額というところで、平均的に見ると、どのように兼ね合いがあるのかなというところで、お聞かせいただければと思います。
- 秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。
- 大島孝之開催運営課長補佐 まず、平和島の売上げと来場者の減少等の兼ね合いの件でございますけれども、今回、工事の影響に伴いまして、連続80日間の休催期間を設けなければならないような状況でございます。変則日程となったような状況でございます。今年度は、前半は例年に比しまして、土日祝日の開催が少ないというような状況もありまして、そのようなことから、来場者のほうが例年に比べて減少しているような状況でございました。売上げと来場者が前年度に比べて減になったものは、そういった状況かなと分析しているような状況でございます。続いてですけども、専用場外のほうの売上げの減のような状況でございますけれども、全国的に電話投票のほうに、どうしても今、シフトしているような状況が続いております。これは平和島だけではなくて、全国的にそのような状況が続いているというところから、大きく言うと、専用場外から電話投票にシフトしているような状況が、大きな要因となっていると分析しております。以上でございます。
- 秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。
- 竹内祐子委員 分かりました。
- 秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 御説明ありがとうございます。大切なGⅠの周年記念競走が今日から始まるという中で、御説明にお越しいただきまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

特別競走について、令和7年度、GⅠに関しては今日から始まるということですので、これは分かりました。

それで、GⅡのほうが、昨年と比べても、増減率が10.7%と非常に好調なのかと見るんですけども、この辺の要因だとか、GⅡは平和島にとっては、あまり、逆になじみがないものですから、我々にとっても非常に新鮮な印象で見ているところはあるんですけども、この辺のGⅡの傾向といいますか、また、平和島における開催についての特徴だとか取組について、何かあればお願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 GⅡの売上げ好調の要因として分析しているところでございますが、まず一つといたしましては、比較的選手のあっせんがよくて、東京支部の選手など有名な選手がそろったというところがございます。

また、後半6日間の開催となっておりますが、後半が土日上がりといいますか、準優勝戦と優勝戦が土曜日、日曜日ということもございましたので、この辺りで来場者数、売上げが伸びた。

また、開催の最終日が25日ということで比較的、給料日であった会社も多かったということもございまして、後半3日間の売上げが伸びたというところが要因になっていると分析しているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。要因はいろいろ複合的にあるということで、短期的なことにも恵まれつつ、このような結果になっているということで、よく分かりました。

本場に関しては、建て替え等、来場者にとっては少し不便と感じる部分もありながら、非常にいい状況を維持していただいているのかなということで評価をさせていただきたいと思います。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。（「確認なんですけれども、決算認定の意見ということでよろしい……」と呼ぶ者あり）今、補正予算と今の報告、（「補正予算、すみません」と呼ぶ者あり）はい。（「報告だけだよ。今の、補正予算……」と呼ぶ者あり）補正も、（「補正を含めて」と呼ぶ者あり）含めて、はい。（「補正はあります」と呼ぶ者あり）

それでは、御発言をお受けしたいと思います。横田委員。

○横田 実委員 補正のほうなので、改めて、この補正予算の理由をもう少し詳しく教えてほしいんですけども、お願いいたします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 それでは、補正の関係の予算の理由を詳細にお答えいたします。

まず、施設借上費につきましては、本場分、場外発売分、電話投票分の売上げに対しまして、施設借上料の料率を乗じて算出しておりますが、かねてより施設会社から施設借上費の増額の要望があったことから、協議を重ねてまいりました。

協議の結果、昨今の経済状況等を考慮いたしまして、令和7年度から本場分の売上げに対しまして料率のみ見直しを行って、4.5%から5.5%に増率し、令和7年度当初予算に計上しているところでございます。

しかしながら、施設の工事に伴う資材や人件費の高騰、また、ボートレース業界全体で取り組んでいる新たな施策に対する経費など、施設の整備に要する費用の増額が見込まれ、施設会社から本場分の売上げ以外の料率につきましても、令和7年度中に増率を検討してほしいと要望がございましたので、協議した結果、本場分の売上げ以外の料率についても見直すことといたしまして、6億3,377万円の増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 今の答弁で補正の理由は分かりました。

2回目の質問として、具体的に施設借上げの料率が4.5%から5.5%に上がったということは、どのような経過で決定したのかを教えてください。

もう1点は、確認ですけれども、支出が6億円増加になっているんです。その分、当年度純利益剰余金が減ってしまいますが、補正予算書に記載があるとおり、繰出金は26億円に変更はないという認識でよろしいのでしょうか。

以上2点、お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 それでは、2回目の質問に順次お答えいたします。

まず初めに、1点目の施設借上費の料率でございますが、競走場施設を施設会社から借上げしているボートレース場につきましては、平和島を含め6か所、施行者でいいますと9か所でございますが、料率につきましては、4.5%から5.5%という状況でございます。

他場の状況に鑑み、ボートレース業界での均衡を保つため、施設会社と協議いたしまして、5.5%の料率を決定しております。

続きまして、2点目の繰出金に関する御質問でございますが、支出が6億円増加いたしますと当年度純利益剰余金が減少し、そのままですと繰出金が減額になることとなりますが、繰越利益剰余金より補填することで対応いたしまして、当初予算で計上しております繰出金、26億円を繰り出す予定でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 ただいまの御説明で、施設借上費の料率について、そしてまた、繰出金も当初予算どおりというのは理解いたしました。ありがとうございました。

ちょっと意見なんですけれども、施設借上げの料率については、昨今の物価高騰や人件費の高騰を受けて、一般的な施設でも管理においてコストが大きくなっていると考えられておりますし、今回の補正予算はやむなし、やむを得ないのかなと思います。

今後とも、売上げ向上のために施設会社共々、市が協力して平和島を盛り上げていただければと思います。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに、御意見も含めて御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 委員長、恐れ入ります、先ほど1件のみ質問させていただいていたんですが、補正予算のほうの質問をしていなかったものですから、一つだけよろしいでしょうか。意見も併せてお願いいたします。

補正については今、横田委員の質疑で分かりました。今回、6億円近い補正ということで、通常、施設の借上費を18億円から20億円程度計上されているという中で、今回、補正予算で6億円が計上されています。

今後、来年度予算以降の施設借上費というのが引き続き、今までの18億円から20億円程度の借上費に加えて、6億円程度の予算が乗ってくるという理解でよろしかったのかどうかということを、1点だけ確認させてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 それでは、1 回目の質疑にお答えいたします。

まず、今回の補正では令和 5 年度の売上実績を基に、施設借上費の率を増率した差額について計上しております。金額につきましては、売上げに連動いたしますので、一定ではございませんが、今後は増加分を加算し、積算した額を予算計上していくこととなります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。御説明がありました。建設費であるとか人件費、様々に今、物価高騰しているとか、労務費も単価が上昇しているとか、いろんな社会の流れもある中で、今回、施設会社からの要求もあったという、交渉の上でこのような形になったということで理解をしております。

これから建て替えということで、平和島も大きく生まれ変わるというような背景もあります。こういったことも総合的に判断をいたしまして、また、平和島の事業としてのボリューム感というか、スケール感は非常に大きいものでもありますので、6 億円というと非常に大きな額というふうに、一般会計の目線で見ると考えがちなんですが、やはり全体のスケール感からしっかりと考えた上で、必要な措置ではないかなと思っておりますので、補正予算、この件に関しては賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第69号議案は可決すべきものと決定いたしました。

9 第76号議案 令和 6 年度府中市競走事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について

○秋山としゆき委員長 付議事件 9、第76号議案 令和 6 年度府中市競走事業会計の剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

説明は省略となります。

〈文書資料〉

○説明員 ただいま議題となりました第76号議案 令和 6 年度府中市競走事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。なお、ページ数につきましては全てシステムのものを表記しております。

本議案は地方公営企業法第32条第 2 項の規定により利益剰余金の処分の議決を求めるとともに、同法第30条第 4 項の規定により競走事業会計決算の認定をお願いするものでございます。なお、予算執行の結果として利益が生じ、その利益の処分を含めて決算とすることから、一つの議案として提出させていただいております。

また、剰余金の処分については決算書の中ほど112ページに、令和 6 年度府中市競走事業剰余金処分計算書（案）としてお示ししてございますが、説明はページ順に行わせていただきます。

それでは、決算書の106、107ページをお開き願います。

令和 6 年度府中市競走事業決算報告書でございます。（1）の収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては予算額896億1,033万2,000円に対しまして、決算額864億816万2,000円、執行率96.4%、支出につきましては予算額859億1,067万8,000円に

対しまして、決算額819億2,174万3,000円、執行率95.3%でございます。

続きまして、(2)の資本的収入及び支出でございますが、収入につきまして、令和6年度は執行がございませんでした。108、109ページに移りまして、支出につきましては、予算額37億6,820万円に対しまして、決算額37億6,075万8,000円、執行率99.8%でございます。なお、欄外には「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額37億6,075万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,706万8,000円、過年度分損益勘定留保資金345万7,000円及び当年度利益剰余金処分数額36億円で補填した。」として補填財源の説明を付しております。ここまでの令和6年度府中市競走事業決算報告書の内訳につきましては、後ほど決算事項別明細書に沿って詳しく御説明させていただきます。

111ページに移りまして、令和6年度府中市競走事業損益計算書でございます。

1営業収益は863億6,917万2,000円、2営業費用は806億5,807万8,000円、この差額である営業利益は57億1,109万3,000円でございます。3営業外収益は3,185万2,000円、4営業外費用は12億5,675万9,000円、先ほどの営業利益にこの差額を加えた経常利益は44億8,618万6,000円、1行下の当年度純利益44億8,618万6,000円は同額でございます。続いて、前年度繰越利益剰余金は36億8,511万4,000円となり、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は81億7,130万円でございます。

112、113ページに移りまして、上段は令和6年度府中市競走事業剰余金計算書、下段は令和6年度府中市競走事業剰余金処分計算書(案)でございます。初めに、令和6年度府中市競走事業剰余金計算書でございますが、こちらは資本金と剰余金の当該年度中の増減についてお示ししたものでございます。次に令和6年度府中市競走事業剰余金処分計算書(案)は、議案の前半部分、令和6年度府中市競走事業会計の剰余金の処分について案をご提示して今般、総務委員会にお諮りするものでございます。お諮りする内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金81億7,130万円は、一般会計に32億2,000万円、公共用地特別会計に3億8,000万円を繰り出し、残り45億7,130万円は繰越利益剰余金として、翌年度へ繰り越し処分するものでございます。

114、115ページに移りまして、令和6年度府中市競走事業貸借対照表でございます。見開き左ページに資産、右ページには負債及び資本となっており、表示金額は令和7年3月31日現在の残高です。内訳については記載のとおりで、左ページ一番下の資産合計168億4,628万3,000円は、右ページ中段の負債合計30億2,054万4,000円に、下から2行目の資本合計138億2,573万8,000円を加えた一番下、負債資本合計168億4,628万3,000円と同額で一致しております。

118、119ページに移りまして、118ページは令和6年度府中市競走事業キャッシュ・フロー計算書でございます。1の業務活動によるキャッシュ・フローでは、本業を営むことで生み出されたお金の流れ、2の投資活動によるキャッシュ・フローでは、設備投資等に係るお金の流れ、3の財務活動によるキャッシュ・フローでは、繰出金等お金の流れについてお示ししており、これら資金変動の結果、資金期末残高は72億5,008万7,000円でございます。

次の119ページから121ページまでは収益費用明細書になり、120、121ページに移りまして、こちらは損益計算書の費用に係る内訳明細でございます。費用合計は、819億1,483万8,000円でございます。

122、123ページに移りまして、固定資産明細書でございます。こちらは(1)有形固定資産及び(2)無形固定資産について、当年度中の変動を表したものでございます。

124、125ページに移りまして、124ページから125ページにかけては、財務諸表などを作成するに当たっての注記でございます。

127ページに移りまして、127ページは令和6年度府中市競走事業報告書でございますが、1の概況、(1)総括事項、アとして損益の状況について、イとして勝舟投票券売上状況について、128、129ページに移りまして、128ページは、ウとして当年度の主な事

業について御報告させていただいております。次に、（２）経営指標に関する事項につきましては、経営状況を評価する指標として本市では、営業収支比率、経常収支比率、当座比率及び自己資本構成比率の４つを採用しており、129ページには、この４つの指標の推移を掲載しております。次の、（３）は認定議案を含んだ議会議決事項、130、131ページに移りまして、（４）は職員に関する事項について掲載しております。

次に、２の業務、（１）業務量でございますが、アとして自場開催実績について、イとして自場開催発売形態別売上状況について、ウとして場間場外発売開催実績について、それぞれ当年度の実績と前年度との比較を掲載しております。

132、133ページに移りまして、132ページ中段の（２）事業収入に関する事項、（３）事業費に関する事項でございますが、各収益、費用につきまして、当年度の実績と前年度との比較を掲載しております。

次に、133ページの３の会計、（１）その他、ア資産の譲渡等の対価以外の収入の使途についてですが、こちらは消費税の確定申告時に必要な、不課税収入の使途の特定を行う過程において、（ア）から（オ）までその内容を明記したものでございます。

134、135ページに移りまして、ここからは決算事項別明細書に基づき、決算報告書の明細について詳しく御説明申しあげます。初めに収益的収入でございますが、款の１競走事業収益、項の１営業収益、目の１開催収益は勝舟投票券発売金です。備考欄には発売形態別の金額を記載しており、１の本場の発売金は前年比5.7%の増、３の電話投票券発売金は前年比8.4%の増、全体では前年比6.2%の増でございます。目の２場間場外発売事務受託収益、備考欄１はＳＧ、Ｇ１競走をはじめ、他場のレースを場間場外発売した際の事務受託金収入です。目の３その他営業収益、節の１入場料、備考欄１は28万1,720人分、節の２投票事故収入は執行がございました。節の３払戻時効金収入は、的中・返還舟券の払戻有効期限60日を経過したもの、節の４雑収入、備考欄１は、大田区への納入金２億円のうち２分の１を施設会社から受けるもの、２は平和島水質管理所維持管理経費4,731万1,372円のうち、２分の１を施設会社から受けるもの、３は市営立体駐車場、延べ６万8,280台分、正門前平置駐車場、延べ１万5,014台分、４は駐車場内の自動販売機設置販売手数料等収入、５は京浜急行電鉄株式会社からの協賛金収入、７は場内での落とし物、忘れ物として処理された遺留舟券等の拾得金収入、８はユーチューブの広告料収入です。項の２営業外収益、目の１使用料、節の２土地使用料は正門前平置駐車場敷地内の電柱の設置占用料収入です。目の２受取利息及び配当金、節の１預金利息は普通預金口座及び定期預金口座の預金利息、目の３長期前受金戻入、136、137ページに移りまして、節の１受贈財産評価額は本場やボートピア等の整備のための資産を一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会や一般財団法人ＢＯＡＴＲＡＣＥ振興会から受贈したものの減価償却費、除却費相当分です。

以上、収益的収入の合計、予算額896億1,033万2,000円、調定額864億816万2,000円、収入率95.7%でございます。

138、139ページに移りまして、次に収益的支出でございますが、款の１競走事業費用、項の１営業費用、目の１開催費、節の１勝舟投票券払戻金、備考欄１は払戻還元率売上の４分の３、節の２勝舟投票券返還金、備考欄１はフライング、出遅れ、欠場等による返還金、節の３、法第25条交付金、備考欄１は売上げのおおむね3.23%、節の４、法第30条交付金、備考欄１は売上げのおおむね1.25%、節の５地方公共団体金融機構納付金、備考欄１は地方財政法に基づく公営競技納付金で売上げの20億までは控除、20億から50億までは1.1%、50億以上は1.2%を乗じて算出するもの、節の６従業員人件費、備考欄１は、本場従事員25人分及び応援従事員４人分、２はボートピア河辺従事員12人分、３は平和島従事員の各種手当、４はボートピア河辺従事員の各種手当、５は平和島従事員の社会保険料等、６はボートピア河辺従事員の社会保険料等、節の７販売促進費、備考欄１は、ウェブ、ＳＮＳ、新聞、雑誌等広告費、２は場内イベント・ファンサービス費及びファン送迎バス借上料、節の８リース料、備考欄１はパソコン、コピー及びファッ

クス等借上料、節の9 舟艇費、備考欄1 はボート65隻、モーター65基分、節の10施設費、備考欄1 は本場施設借上料及び放映機器等借上料、2 はボートピア河辺施設借上料、3 はオラレ上越施設借上料、4 はオラレ刈羽施設借上料、5 はボートピア横浜施設借上料、節の11選手費、備考欄1 は年間2,160レース分の選手賞金、2 はG 3 及び一般競走の4 から6 着選手、延べ5,315人分、3 はスタート無事故賞、荒天敢闘賞、技能賞等の特殊賞金、4 は参加選手、延べ9,565人分、5 は選手の福利厚生費等、節の12委託費、備考欄1 及び2 は本場開催に係る開催業務委託経費、3 は記載の外向発売所に係る開催業務委託経費、4 から8 はそれぞれ記載の各専用場外発売場に係る開催業務委託経費、9 は市営立体駐車場及び正門前平置駐車場の保守管理等委託経費、10は電話投票に係る事務委託経費、11は場間場外発売に係る事務委託経費、12はボートピア河辺の発売集計システム関連委託経費、140、141ページに移りまして、節の13分担金、備考欄1 は一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の会費等、2 は業界の活性化に資するための拠出金、4 は関東圏の5 競艇場8 施行者で構成する記載の協議会会費、5 は電話投票システムの借上費、6 及び7 は大田区との協定書に基づき、収益的収入で説明しました施設会社と本市で折半により負担するもの、8 は本市、競走会及び施設会社の3 団体で構成し、周辺警備・清掃等三団体協働で実施する地元周辺対策事業、9 はボートピア河辺の環境整備費、10はボートピア横浜の環境整備費、11はミニボートピア黒石の環境整備費、12はオラレ上越の事務協力費、13はオラレ刈羽の事務協力費、14は平和島従事員の福利厚生費、15はボートピア河辺従事員の福利厚生費、16は東京支部選手の活動を本市、競走会及び施設会社3 団体で支援するもの、17は台風接近による開催中止・順延に伴う選手の宿泊費、18は34議会で構成する記載の協議会の年会費、19は8 議会で構成する記載の協議会の年会費、20は公営競技事業者で構成する記載の連絡協議会会費、21はG 1 競走等実施に伴う式典、イベント等開催経費、22及び23は当該保険協会年会費、24は地方公営企業法の全部適用に伴う兼任職員69人分人件費相当額、25は従事員のインフルエンザ予防接種に係る費用助成、節の14雑費、備考欄1 は舟券及び出走表等の印刷経費、2 は市営立体駐車場の光熱水費、3 は市営立体駐車場に係る電話代及び火災保険料等、4 は来場者及び会議の賄いに要したものの、5 は軽減税率適用の賄い、6 は事務消耗品費、選手等記念品代及び電話回線使用料等公共料金など、7 は軽減税率適用の雑費、目の2 場間場外発売事務受託費は他場レースの発売に係るもので、節の1 従業員人件費、備考欄1 は平和島従事員の給料、2 はボートピア河辺の従事員給料、3 は平和島従事員の各種手当、4 はボートピア河辺従事員の各種手当、5 は平和島従事員の社会保険料等、6 はボートピア河辺従事員の社会保険料等、節の2 販売促進費、備考欄1 は他場レースに係る広告費、2 はイベント・ファンサービス経費及びファン送迎バス借上料、節の3 施設費、備考欄1 は本場に係る施設借上料と放映機器借上料、2 はボートピア河辺に係る施設借上料、3 はオラレ上越に係る施設借上料、4 はオラレ刈羽に係る施設借上料、5 はボートピア横浜施設借上料、節の4 委託費、備考欄1 は本場に係る業務委託費、2 は記載の外向発売所に係る業務委託費、3 は記載の専用場外発売場に係る業務委託費、142、143ページに移りまして、備考欄4 から7 は、各々記載の専用場外発売場に係る業務委託経費、8 は市営立体駐車場及び正門前平置駐車場の保守管理等委託経費、9 はボートピア河辺の発売集計システム関連委託経費、節の5 分担金、備考欄1 はS G 等グレードレースに応じて場間場外売上定率を乗じて算出する分担金、2 はボートピア河辺の環境整備費、3 はボートピア横浜の環境整備費、4 はミニボートピア黒石の環境整備費、5 はオラレ上越の事務協力費、6 はオラレ刈羽の事務協力費、節の6 雑費、備考欄1 は舟券等の印刷経費、3 は他場発売に係る電話回線使用料です。目の3 管理費（総係費）、節の1、職員人件費は24人分、節の2、月額制会計年度任用職員人件費は平和島及びボートピア河辺の12人分、節の3 賞与引当金繰入額は、一般職員及び月額制会計年度任用職員に係る令和6 年12月から令和7 年3 月分の期末・勤勉手当相当額を引当金に積み立てるもの、節の4 法定福利費は、一般職員及び月額制会計年度任用職員の共済費等、節の5 法定福

利費引当金繰入額は、一般職員及び月額制会計年度任用職員に係る令和6年12月から令和7年3月分の期末・勤勉手当に係る共済費等の相当額を引当金に積み立てるもの、節の6退職給付引当金繰入額は一般職員の普通退職等に備えて積み立てるもの、節の7旅費は職員の管内出張及び管外出張に係る交通費や宿泊費等、節の8投票事故支出は執行がございませんでした。節の9、その他管理費、備考欄1は産業医1名分の報酬、3はシステム関連経費、公認会計士アドバイザー契約に要する経費等です。目の4減価償却費、節の1固定資産減価償却費は市営立体駐車場や投票関連機器等の固定資産の減価償却に係る経費です。目の5資産減耗費、節の1固定資産除却費は投票機器類等の廃棄に伴う資産価値減少に係る経費です。項の2営業外費用、目の1支払利息、節の2借入金利息は、借入がなく執行はございませんでした。144、145ページに移りまして、節の3リース支払利息は、投票関連機器等のリース利用に係る利息です。目の2消費税、節の1消費税は、営業活動に伴い納付の必要が生じた消費税及び地方消費税です。目の4、節の1雑支出は、非課税売上に対する資本的支出の消費税等です。

以上、収益的支出の合計、予算額859億1,067万8,000円、支出済額819億2,174万3,000円、執行率95.4%でございます。

146、147ページに移りまして、次に資本的収入でございますが、令和6年度は資本的収入はございませんでしたので、資本的支出について御説明します。

款の1資本的支出、項の1建設改良費、目2資産購入費は、紙幣計算機の購入に要した経費です。目の3リース債務支払費は、投票関連機器等のファイナンスリース契約に基づくリース債務の支払いに係る経費です。項の3利益剰余金繰出金、目の1他会計繰出金は当初予算の時点においては、節の1一般会計繰出金に29億円、節の2公共用地特別会計繰出金に3億円を予算計上しておりましたが、決算時には一般会計繰出金に32億2,000万円、公共用地特別会計繰出金に3億8,000万円を繰出金とするため、補正予算で対応したものでございます。

以上、資本的支出の合計、予算額37億6,820万円、支出済額37億6,075万8,000円、執行率は99.8%でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 これより質疑・意見を求めます。横田委員。

○横田 実委員 それでは、決算について、令和6年度の決算の全体の特徴というのがどういうものか、説明をお願いいたします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 1点目の御質問にお答えいたします。

令和6年度決算の全体の特徴については、収入においては、一般戦、中でも女子レースの売上げが好調でございました。販売形態別では、本場、電話投票が好調でございました。

支出においては、第25条交付金、電話投票委託費、電話投票システム借上費など、売上げに連動する費用が増額となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 全体の特徴は分かりました。

次は細かい質問になりますけれども、システム139ページから143ページのボートピア横浜事業委託費、これは多分、ボートピア横浜の運営に関する委託費と思うんですが、前年に比べて40%以上の減となっているんですが、減となっている理由は何でしょうか。

もう1点、システムの141ページ、分担金、平和島水質管理所運営維持費が大幅に減額となったのは、水質管理所の稼働が停止を受けてのことだと思うんですが、改めて、減額になった理由と現在の水質管理の状況について、教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 初めに、1点目のボートピア横浜事業委託費減の理由について、お答えいたします。

この委託費はボートピア横浜の運営業務の委託費となりますが、システム139ページは、平和島本場の売上げに対する委託費となりまして、システム143ページは、平和島以外のボートレース場売上げに対する委託費となります。

ボートピア横浜は、令和5年までは一般財団法人日本モーターボート競走会に業務を委託しており、委託料の中に施設借上料相当額を含めておりましたが、委託業務の終了の申出に伴いまして、令和6年度からは、ボートピア横浜の施設所有者である株式会社モーターボートヨコハマに委託先が変更になりました。

これに伴い、施設の借り上げについては別途、賃貸借契約を締結し、支払うことになったため、開催業務委託料としては大幅に減少し、システム139ページとシステム141ページのボートピア横浜施設借上費にその分の費用を計上し、支出したことによるものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○大神田 香総務課長補佐 続いて、2点目の御質問についてお答えいたします。

平和島水質管理所の状況及び現在の水質管理についてですが、ボートレース平和島では、競走水面を良好な状態に保つため、大田区の協力の下、ろ過機能を備えた水質管理所を併設しておりましたが、設置から40年以上が経過しまして、施設の老朽化やろ過機能の低下が課題となっていたことから、施設の所有者である大田区と協議の上、令和6年度末に当該施設を稼働停止し、代替措置として、令和6年12月より試験的に導入しておりましたマイクロナノバブル発生装置を、令和7年度から本格導入いたしました。

そのため、従前は水質管理所の施設修繕に莫大な費用がかかっていたんですけれども、施設の稼働停止に伴いまして、それらの経費が大幅に削減されました。

なお、マイクロナノバブル発生装置に関する費用につきましては、システムの139ページ、委託費の中にございます、2場内管理委託費より支出しております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 ありがとうございます。本当はこの質問を1回目にしようと思ったんですけれども、ちょっと間違えまして、実は2回目の質問で、これで3回目なんですけれども、意見はまた後ほどということで、3回目の質問をさせていただきます。

ボートレース業界自体で、令和6年度の決算について、自分たちの中でどのような評価を持っているのか、それをお答えください。よろしくお願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○阿部裕樹総務課長 それでは、令和6年度決算に対する評価をどのようにしているかについて、お答えいたします。

令和6年度当初予算の売上げ見込みは、スタンド改修工事の影響で長期非開催期間があることから売上げが伸びづらい状況を想定いたしまして、予算を計上しておりました。売上げ向上のため、来場されたお客様に向けては、場内の空きスペースを活用した予選会ですとか抽せん会の開催、特設ステージでのトークショーなどの開催により満足度向上を図り、また、売上げ全体の7割を占める電話投票の顧客層に向けましては、SNS、ユーチューブ配信により幅広い年齢層、ジャンル層の新規ファン獲得につなげました。

そのほか、舟券の発売締切り時刻が他場と重ならないよう、各施行者間で時間を調整するなどを行う中で、GⅠ競走やGⅡ競走、一般戦など、既存のレースを盛り上げることにしまして収益を確保できるよう、利用向上に向けた様々な取組を行いました。

その結果、売上げが対前年度比5.6%、金額で申し上げますと42億3,219万5,000円の増となっております。当初予算と比較いたしますと、本場売上げや売上げの多くを占める電話投票の売上げが好調であったものと捉えております。

そのような状況から、当初予算では繰出金を32億円で計上しておりましたが、36億円に増額し、繰り出しを行う予定でありますので、一定の評価をしているところでございます。

今年度につきましては、12月に第1期スタンド完成を迎えますが、第1期スタンドオープンをより多くの方に知っていただくために、グラウンドオープンを視野に入れた効果的なプロモーションの展開を進めてまいります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。先ほどの補正予算のほうでもお聞きしたんですけれども、売上げで電話投票が伸びているというところについてお伺いしたいんですけれども、それぞれの顧客の方の上限設定というんですか、利用するのに当たって、本来はこのくらい使おうと思っていただけれども、予想以上にお金を使ってしまうような可能性も十分あるんですけれども、そういった意味での利用制限についての対策というのはどのようになっているかというところと、あと、今、来場する層を、幅広い年齢層に対しても、企画等で取組が挙げられるんですけれども、ある意味、公営ギャンブルとはいえ、ギャンブルに対しての関心度を高めてしまうことについては、ちょっと低年齢においてはどうかと思いますけれども、市としては、取組の中で、ギャンブル依存症等についての対策というところはどのように考えているのかを教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 初めに、電話投票に関する上限の設定につきまして、お答えをさせていただきます。

電話投票会員の中で、これは個人の任意になるんですけれども、1,000円単位で日々、上限額を設定することができまして、最低金額はゼロ円、つまり全く変えないというんですか、利用停止という設定もすることはできますので、仮に5,000円という設定をした場合には、1日に購入できる金額というのがその金額までというような形になることになります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 続きまして、ボートレース平和島におけるギャンブル依存症の対策について、答弁させていただきます。

まず、ボートレース平和島におきましては、ギャンブル等依存症対策基本法に定められるギャンブル等依存症対策推進基本方針に基づきまして、監督官庁である国土交通省の御指導の下、業界と連携しながら対策を進めているところでございます。

平和島におきましても、国が定めておりますギャンブル等依存症問題啓発週間が5月に実施されるんですけれども、その間に、ポスターの掲出、あとは出走表及びホームページでの告知などを行っており、発売ステッカーなどにもギャンブルに対する注意喚起などを貼らせていただいて、周知、喚起をしているところでございます。

そのほかに、ATMの撤去とか二十歳未満の購入禁止の強化、本人または家族の申出によりまして入場制限などを行い、電話投票の利用制限なども、中央団体との連携をしながら、その辺は取り組んでいるような状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 まず、電話投票の上限設定については分かりました。これは1日ごとで設定金額は変えるものなんですか、それとも、固定で設定自体が解除できないようなシステムになっているのか、要は、心変わりして上限設定を変えちゃうということも十分あり得るんですけど、そのときの、どうしても心理としてあり得るかなと思うので、その部分がどういう設定なのか、細かいことなんですけれども、お聞かせください。

また、依存症対策としての取組については分かりました。でも、どちらかというと、

御本人の意志が固くないと難しい部分もあるのかなというところもありますので、例えばそういった対策の上で、相談であったり、声かけであったり、福祉的な、アウトリーチ的などところがあるのかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 では、2回目の御質問にお答えいたします。

電話投票の上限設定を日々変えることができるかということですが、こちらはあくまで本人の任意で、申告で変えるという形になりますので、こちらにつきましては御本人の希望、あるいは財産の状況等々によって、変更は可能でございます。

ただ、電話投票会員を、もちろん、やめるといいますか、解約をするという選択肢もございますので、この辺りは御家族申請というのを、そういった解約申請等々も状況によっては可能でございますので、そういったところと併せて、お金を使い過ぎないように、余裕資金で楽しんでいただけるようにというような取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 続きまして、ギャンブル等依存症に対する2回目の御質問にお答えいたします。

まず、こちらは平和島独自というよりも、ボートレース業界での取組になるんですが、無料相談窓口であるサポートコールというものが設置されておりまして、こちらは24時間365日、ボートレース以外のギャンブルも、あらゆる相談を受け付けている窓口がございますが、まず、そちらのほうに御案内をさせていただきまして、医療機関の紹介や精神保健福祉センターや自助グループなどに、そこからつなげて御案内をしているような状況でございまして、対応につきましても、専門スタッフが対応している状況でございますので、そちらの窓口に御案内をするというような状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。対策等々を取られる中でも、課題もあるかなと思いますので、この点についてはこの程度にしておきたいと思います。

今回の決算認定についても、意見として申し上げたいと思いますが、繰入れ等々で市の財政に対しての貢献というところも十分加味をしますけれども、日本共産党としては、競走事業に対しての予算の段階からも反対してきたというところもありますし、先ほど来、お聞きしていますギャンブル依存症の問題等も含めて、この点については指摘等もしながら、引き続き要望もしていきたいと思っておりますけれども、決算の認定に対しては反対という立場で意見させていただきます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 よろしく願いいたします。御説明いただきまして、私のほうからは、従事員のことについて伺いたいと思います。

現在、本場の従事員は何名いらっしゃって、ここまでの人数的な部分での傾向というか、そういったところを教えてくださいたいと思います。よろしく願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 まず、平和島本場のほうの従事員の数についてでございますけれども、令和5年度から申し上げさせていただきます。

令和5年度につきましては26名いらっしゃいまして、令和6年度については25名でございます。令和7年度、現在につきましては22名というような状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。3年の経過ですけれども、26人から22人に減少しているという状況が分かりました。

広い本場で、従事員の方は本当に22人で切り盛りをされているという状況は、いろんな立場の方々も入られていると思いますので、そういった方々と力を合わせての運営かと思えます。

減少していく中で、一つ心配しているのは、高齢化であるとか、さらなる人員の減少であるとかというところが、将来に向けて少し懸念しているところでもあります。こういったところへの対応はどのように考えていらっしゃるのかということが一つと、あと、従事員の手当について、非常に事業そのものが好調である中で、従事員への例えばボーナスであるとか給与面、そういったところの手当について、どのような手が打たれているのかについて伺います。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○大島孝之開催運営課長補佐 まず、人員減少に伴っての状況でございますけれども、今現在、ボートレース平和島の従事員数については、ちょっと減っているような状況でございますが、今の投票機自体が機械化しているような状況でございますので、人員的には、現状としては充足しているような状況だと認識しているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○岡村 耕開催運営課長 続きまして、従事員の手当も含めた処遇、待遇というところについて、お答えをさせていただきます。

令和6年度から、日額制の会計年度任用職員に対しましては勤勉手当の支給を開始したことに伴いまして、お一人当たりの年間の収入というのは増加しているというところでございます。

また、市の基準に倣いまして、日額の基本給も2.59%ほどベースアップしているところでございまして、こちらの待遇面につきましては、近年は向上しているというような状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。人員に関しては、オートメーション化が進められているということでありますので、了解しました。

人が介さなければならぬところ、それから、機械化できるところということのすみ分けをしながら、これから施設も新しくなっていくという中で、人が関わる部分で必要な部分があるとすれば、そういったところを将来的に何か手当としていく、要するに、ベテランの方のノウハウという部分がしっかりと継承されていくような施策をぜひ、ちゃんと将来を予見して進めていただければと思います。

それから、待遇面におきましては、勤勉手当、また、2.59%のベースアップをされているということで御答弁をいただきましたので、分かりました。ありがとうございます。

今回の決算についてですが、先ほど横田委員の質疑もありましたし、また、今回の決算資料の中の報告書のほうにもあります。答弁にもありました。SGがない中で、GI、GIIもしっかり善戦をしていただいて、ビジネスとしても維持をしていただいているということ、それから、先ほどの答弁がありました、スタート時間をほかの場と少しずつずらすことで、漏れなくしっかりと買えるという環境をつくるとか、あと、ユーチューブを始めるとか、果敢に新しい取組をされている。

先ほども申し上げましたように、スケール感が非常に大きいビジネスですから、ちょっとしたアイデア、ちょっとした取組の創意工夫が、実は大きな収入につながっていくんじゃないかなという意味では、たゆまぬ努力をずっとされていることによって今回、総額36億円を一般会計にも繰り出すということの結果をもって、しっかりと果実も収穫できている、ここをしっかりと評価をしたいなと思います。

公営ギャンブルという言葉もありましたけれども、私は、これは公営事業であって、戦後、この公営事業が立ち上がった背景は、日本の福祉をしっかりとこういった形で持ち上げていく、こういう趣旨を忘れずに、引き続き楽しい事業を展開していただけるように期待しておりますので、決算に関しては認定に賛成ということで、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。横田委員。

○横田 実委員 先ほど意見を言い損なったので、意見を言わせていただきます。

スタンド改修工事により、使用できるスペースが半分ほどであり、SGなどのビッグレースが開催できない状況下でありましたが、売上げ向上に向けた取組もされており、実績も伴いつつ、繰出金にも貢献されていることは大変評価できていると思っております。

そしてまた、市職員の皆様がそれぞれの立場の中で、しっかり努力していただいている結果だと思っておりますし、また、令和10年のグランドオープンに向けて、3年ぐらいありますけれども、引き続き売上げ向上に努めていただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

決算の認定については、認定をさせていただきます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案について、剰余金の処分を可決及び決算を認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山としゆき委員長 挙手多数であります。よって、第76号議案は、剰余金の処分を可決及び決算を認定すべきものと決定いたしました。

1 第53号議案 府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件1、第53号議案 府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○小笠原雄作情報戦略課長補佐 ただいま議題となりました、第53号議案 府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、東京都の補助事業として実施している子ども医療費助成事業について、当該事業における対象者の判断に所得を用いなくなること及び所得にかかわらず当該事業に要する費用が都費負担の対象となることを受けまして、子ども医療費の助成に関する事務における個人番号の独自利用について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案書に基づき御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、システムの2ページをお開き願います。この条例の別表でございますが、個人番号を自治体が独自に利用する事務及び当該事務において利用する情報を規定したものでございます。

具体的な改正内容でございますが、改正前の8の項（4）地方税関係情報であって規則で定めるものにつきまして、削除をいたします。

理由といたしましては、今般、東京都の補助事業として本市が実施している、子ども医療費助成事業の制度改正により、対象者の判断に所得を用いなくなること及び所得にかかわらず当該事業に要する費用が都費負担となることに伴い、府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものを実施する際

の所得判定等が不要となることによるものでございます。

最後に、付則でございますが、条例の施行日を定めたもので、本条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 御説明ありがとうございます。改正によって、改正前というか、現在、子供の医療費を助成によって受けている保護者が、この運用で、どのような手続で助成を受け取っているか、今の状態と今後、条例が改正されることによってどのように変わるのかということをお教えください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 医療費助成の改正により、保護者がどのように変わってくるかというところの御質問にお答えいたします。

東京都のほうの補助につきましては、所得制限というところを設けておりますが、府中市のほうでは独自負担で所得制限のほうを撤廃しております。ですので、改正前、改正後で対象の方が変わるということはございません。

以上になります。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。

○おぎの雄太郎委員 分かりました。ありがとうございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。保護者のほうでの影響は特にないということで、分かりましたので、市の業務上の変更点についてお聞かせいただきたいのと、改正による市への影響、影響額というところについて確認をさせていただければと思います。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 市の業務の変更というところにつきましては、従来は、お父様とお母様のうち所得の高い方を対象としておりましたので、年に1回、所得の確認をしまして、どちらのほうが高いかという判定をしておりました。今後はその事務がなくなるということになります。

市への影響額というところでございますが、従来、所得制限で東京都のほうから補助が受けられていなかった部分につきましても、今後は補助を受けられることによりまして、市の負担というのは減ってまいります。

東京等のほうからの影響額というところで、令和6年度の決算額で一応、算定をしたところによりますと、来年度、すみません、約7,000万円、市の負担が減ると考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。また、これによる何かシステム変更の影響というのはあるのかどうかを確認もできればと思います。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○小笠原雄作情報戦略課長補佐 本システムの改修の関係でございますけれども、今回、所得制限を撤廃することに伴いまして、システム改修として基幹システムのパラメーターの変更がございます。それに伴う費用といたしましては、366万3,000円でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。ありがとうございます。今後もこういった都や国による

個人番号の利用に関わる制度改正等があった際のシステム変更料というのはその都度、市負担というところで、確認を最後にさせていただければと思います。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○小笠原雄作情報戦略課長補佐 今後の制度改正に伴うシステムの費用負担の関係でございすけれども、今回のような独自利用事務でございすすと、基本的には市の対応ということになりますので、補助金等はない状況でございすすが、例えば国のほうの制度改正に伴うものとかでございすすと、国のほうからの補助金等が出ますので、事業の内容によって取扱いが変わってくるものと捉えております。

以上でございす。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございすか。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。質問はございせん。意見のみとさせていただきます。

子ども医療費の無償化を18歳まで対象拡大ということで、東京都の事業として、令和5年に対象拡大という補助事業が始まったと思うんですが、それが23区は先行して、そして多摩地域は各市町村でという判断で、それぞれ始めた。

そういう中で、2年前の春に、高野市長がまず最初に手を挙げていただいて、所得制限、そして手数料を無料にする、そういったところから素早く多摩地域に大きく広がっていった、そういう府中市の功績は非常に評価できるものかなと改めて思うところあります。

今回、一部の自治体でまだ所得制限があったものが、10月から東京都としての事業として一律対象拡大した、また、制度が改正されるということに伴っての府中市の予算とか、あるいは手続が減るという趣旨の内容だと思っておりますので、この事業に対する評価も含めて、見直しに対して、本議案に対して賛成をいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございすか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第53号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第54号議案 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○秋山としゆき委員長 付議事件2、第54号議案 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 ただいま議題となりました、第54号議案 府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年10月から施行されることに伴い、これらの法律の趣旨を踏まえ、職員が仕事と育児との両立ができる職場環境を整備するため、所要の改正を行うものでございす。

内容でございすすが、部分休業及び子育て部分休暇を拡充するほか、仕事と育児の両立に関する措置を講じることにより、育児を行う職員に対する支援制度のさらなる充実

を図るものでございます。

なお、本件につきましては府中市職員労働組合と折衝を重ね、合意に達しております。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

第1条は、この条例の目的について規定しておりまして、地方公務員の育児休業等に関する法律、以下「育児休業法」といいます、の改正に伴い、引用条項を、「第19条第1項から第3項まで」に改めるものでございます。

システムの2ページから3ページにわたる第15条の3は、子育て部分休暇について規定しておりまして、1日につき2時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業とは別に、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことができる部分休業を導入することを踏まえ、子育て部分休暇についても同様に拡充し、子育て部分休暇を承認することができる範囲について、「1日の勤務時間の一部」から「1日の勤務時間の全部又は一部」に改めるものでございます。

システムの3ページをお願いいたします。第17条は、部分休業について規定しておりまして、第1項は、1日につき2時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業とは別に、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことができる部分休業を導入する育児休業法の改正に伴い、部分休業を承認することができる範囲について、「1日の勤務時間の一部」から「1日の勤務時間の全部又は一部」に改めるとともに、部分休業の請求をしようとする職員は、1年の期間ごとに部分休業の請求を申し出るものとされたことから、当該申出に係る承認期間の限度に関する規定を削るものでございます。

また、新たに導入する部分休業については、勤務時間に関する要件は定められていないことから、部分休業をすることができる非常勤職員の要件を緩和するものでございます。

第2項は、1日につき2時間を超えない範囲内で、1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業を、「第1号部分休業」と定義するほか、正規の勤務時間の始め又は終わりに限り承認する取扱いを廃止し、このことを定めた規定を削るものでございます。

システムの3ページから4ページにわたる第3項は、前項において「第1号部分休業」が定義されたことから、当該用語を引用するほか、文言の整理を行うものでございます。

システムの4ページをお願いいたします。第4項は、第2項において「第1号部分休業」が定義されたことから、当該用語を引用するほか、第1項の改正に伴い、読み替えに関する規定を削るものでございます。

システムの4ページから5ページにわたる第5項は、育児休業の手續に関する規定を部分休業に準用することを定めておりましたが、当該内容については第9項で新たに規定し、第5項では、第7項で定める時間の範囲内で承認する部分休業を「第2号部分休業」と定義し、1時間を単位として承認することを定めたものでございます。

また、1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間があり、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったときは、当該勤務時間の時間数を、第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数があり、当該残時間数の全てについて承認の請求があったときは、当該残時間数を承認できることを定めたものでございます。

システムの5ページをお願いいたします。第6項は、職員が部分休業の請求を申し出る1年の期間について、4月1日から翌年3月31日までの期間とする規定を追加するものでございます。

第7項は、職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限時間を、常勤職員は77

時間30分、非常勤職員は1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とする規定を追加するものでございます。

システムの5ページから6ページにわたる第8項は、職員が部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情を定めた規定を追加するものでございます。

システムの6ページをお願いいたします。第9項は、任命権者は、部分休業をしている職員が、当該部分休業に係る子を養育しなくなった場合又は前項に定める特別の事情が生じたことにより、部分休業の申出の内容の変更を承認しようとする場合のいずれかに該当すると認める場合は、当該部分休業の承認を取り消すものとする規定を追加するものでございます。

システムの6ページから7ページにわたる第19条は、妊娠又は出産等についての申出があった場合等における措置等について規定しておりまして、第2項は、任命権者は、職員が、職員又はその配偶者等が妊娠し、又は出産したこと等を申し出たときは、当該職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度等に関する情報の提供及び当該制度等の利用に係る意向確認のための措置のほか、子の出生日以後に発生し、又は発生が予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置を講じなければならないとする規定を追加するものでございます。

システムの7ページをお願いいたします。システムの7ページから8ページにわたる第3項は、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度等に関する情報の提供及び当該制度等の利用に係る意向確認のための措置のほか、当該職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生が予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向確認のための措置を講じなければならないとする規定を追加するものでございます。

システムの8ページをお願いいたします。第4項は、任命権者は、第2項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないとする規定を追加するものでございます。

第5項から第7項までは、第2項から第4項までを追加することに伴い、既存の第2項から第4項までを3項ずつ繰り下げるほか、第7項において引用条項の変更を行うものでございます。

次に、付則でございますが、第1項は、この条例は、令和7年10月1日から施行することを定めたものでございます。ただし、付則第2項の規定は、公布の日から施行することを定めたものでございます。

第2項は、この条例による改正後の府中市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、以下「新条例」といいます、第15条の3に規定する子育て部分休暇に係る請求等については、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができることを定めたものでございます。

第3項は、経過措置でございますが、新条例第17条第7項の規定について、施行日から令和8年3月31日までの間は、同項第1号の「77時間30分」を「38時間45分」に、同項第2号の「10」を「5」とすることを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。まず、部分休業について、有給なのか無給なのかという点が1点と、ごめんなさい、説明があったらあれなんですけど、一部というのは何分単位で取れるのかということの2点と、関連して、せっかくの機会なので、職員の勤務体制について伺いたいんですけれども、有給というのは半日とか1日半

位で取るのか、どのように取るのかというのが1点で、定時というものの考え方は何時から何時までというのが1点と、残業時間というのはどのように算出しているのかということ、以上5点、お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 それでは、御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、部分休業の制度についてでございますが、こちらの部分休業につきましては、現行の制度といたしましては、小学校入学の始期までの子を養育する職員を対象に1日2時間の範囲内で、勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分単位で勤務しないことができる制度となっておりまして、こちらにつきましては無給の休暇となっております。

こちらにつきましては、部分休業を取得した時間数分を減額して給与等を支給するといった形となっております。こちらの取得単位につきましては、繰り返しになってございますが、30分単位で取得できるといったこととなっております。

また、有給休暇の状況でございますが、本市につきましては、年次有給休暇につきましては1年に20日間、付与されてございます。取得単位としましては、1日又は1時間となっております。1日を超える場合については15分単位で取得できることとなっております。

続いて、正規職員の定時というところでございますが、定められた勤務時間につきましては、8時半から5時15分が通常のパターンとなっております。あと職種、勤務場所、施設等によっては、それ以外の勤務パターンもあるというところでございます。

最後に、残業時間の算出でございますが、基本的に超過勤務につきましては、所属長の命令に基づいて超過勤務を行うものとなっております。命令の時間数については定時の勤務時間、先ほど申し上げた状況で申し上げますと、5時15分以降の超過勤務をした時間数に応じて、庶務事務システムにおいて本人が申請をして、所属長のほうで庶務事務システムの承認を行うといった状況で管理をしている状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。

○菅 弘道職員課長 補足をよろしいでしょうか。部分休業の承認単位についてでございますけれども、現行の部分休業制度につきましては、先ほど御説明させていただいたとおり、30分を単位とするものでございますが、今回新たに導入する、1年につき10日を超えない範囲内で、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことができる、いわゆる第2号部分休業につきましては、1時間を単位として取得することができるというものでございます。

当該時間の全部について請求があった場合ですとか残時間数が1時間未満の場合につきましては、その勤務時間の全部について承認することができるという部分休業を今回、新たに導入させていただくものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。例えばなんですけど、部分休業を、始め又は終わりとおっしゃっていたと思うので、始めに2時間、例えば8時半が定時なので10時半に来た方が、どうしても仕事が終わらなくなって、午後5時15分以降に残業するというような場合は、それは残業として扱われるのかということについて教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 部分休業を取得した職員の超過勤務の件について、お答えさせていただきます。

そちらにつきましては、部分休業を取得した職員につきましても、所属長のほうで、超過勤務の必要性があり、超過勤務を命じている状況でございましたら、そちらの超過

勤務時間については、超過勤務時間に含まれるものと考えてございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 分かりました。ありがとうございます。定時という考え方があるとなつて残業が発生すると思うので、今後、いろんな働き方があると思うので、フレックスみたいな考え方をすれば、例えば8時、最初の2時間、10時から19時15分まで働くことに対しても残業代が発生しないというような状況もあり得ると思うので、柔軟な働き方を今後検討いただければと思います。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 今回の改正によって部分休業と、また、すみません、子育て部分休暇についても拡充が図られるということで分かりましたが、現在の対象となっている方について、どのくらい取得されているのかというところでお聞かせください。

また、制度改正によって対象者が増える見込みがあるのかというところも確認をしたいと思います。

あわせて、育児休業の取得率についても少しお伺いしたいんですけれども、こちらは男性職員、女性職員、また、正規職員、非正規職員についての状況について、お聞かせいただければと思います。

また、意向確認についても行われる中で、今現在、どのような形で確認作業をされているのかということと、今後の意向確認によって、改善点等があるのかというところでお聞かせください。

あと、おぎの委員が先ほど質問された中で、超過勤務についてなんですけど、基本的には、これは責任者が超過勤務を必要だということを認めた場合の話でよかったかというところも確認させてください。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 それでは、御質問に順次お答えさせていただきます。

まず、子育て部分休暇の取得状況でございますが、こちらの子育て部分休暇につきましては、令和7年4月から新たに設けられた休暇となつてございまして、取得人数としましては、令和7年7月末時点で、男性1人、女性13人の合計14人となつてございます。

続いて2件目の、今般の制度改正に伴いまして取得人数が増えるかどうかという点でございますが、こちらにつきましては、今回は、子の送迎などで恒常的に部分休業ですとか子育て部分休暇等を取得している職員につきましては、第1号部分休業または第1号子育て部分休暇を引き続き取得することが予想されますので、取得者数が大幅に増加するといったことは想定してございません。

ただし、新たに設けられます第2号部分休業、もしくは第2号子育て部分休暇については、保育園の行事に参加する場合ですとか、あとは、子の養育のために家事をする場合などにつきまして使用することがありますので、今まで恒常的に部分休業等を取得する必要がなかった職員が、新たに取得する可能性はございますので、その点につきましては、多少の増加は見込まれるものがあるものと考えてございます。

続きまして、育児休業の取得率でございますが、取得状況の人数でお答えのほうをさせていただきます。

令和6年度が109人、令和5年度が92人、令和4年度が71人、正規の職員で申し上げますと今、申し上げた数字となつてございます。男女の内訳としましては、令和6年度が、男性が29人、女性が80人、令和5年度が、92人中、男性が24人、女性が68人、令和4年度が、男性が15人、女性が56人となつてございます。

また、会計年度任用職員の育児休業の取得状況でございますが、令和6年度が、全体で8人いまして、男性が1人、女性が7人、令和5年度については、3人中、女性が3人、令和4年度については、4人となりまして、女性が4人となつてございます。

続きまして、今回の改正に伴う意向確認の状況でございますが、今後、意向確認をする際につきましては、3歳未満の子を養育する職員に対する措置としましては、仕事と育児の両立に資する休暇ですとか休業制度、例えば部分休業ですとか子の看護等休暇などの育児期に利用可能な休暇制度の周知を行ったりですとか、あとは育児休業等の制度利用意向確認のための面談等の実施を予定してございます。

また、妊娠・出産等の申出時等についての個別の意向聴取につきましては、業務量ですとか勤務時間、あと休暇制度等の利用期間などの各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、本人の意向を個別に聴取することを考えてございます。

続きまして、改善点といったところでございますが、こういった意向聴取につきましては現在、各所属長または職員課担当窓口、職員の相談を受け付けているところでございますが、よりきめ細やかな対応が今後求められることになっておりますので、この機会を捉えた本人への聴取を漏らさず行っていくことが、今後さらに必要になると考えてございます。

最後は、超過勤務の御質問についてでございますが、超過勤務につきましては、所属長の命令に基づき行うものとなっておりますので、所属長が認めた勤務について、超過勤務として取り扱うものと捉えてございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。子育て部分休暇についての取得状況については分かりました。

あわせて、部分休業の部分でも、後ほど人数等を教えていただければと思います。

今回の拡充によって、補助的に利用されている職員の方が、また利用内容が拡充されるということについてだったということで、子育て部分休暇においては広がる可能性はあるということも分かりました。ありがとうございます。

この改正自体は、国や東京都との兼ね合いもあるということなんですが、他市との比較状況では、同様の内容になっているかということも確認をさせていただければと思います。

育児休業の取得については分かりました。これについては、また別のところで確認していければと思います。ちょっと聞いただけになっちゃいますけれども、再質問はないので、ありがとうございます。

意向確認については、丁寧に対応していくということなんですけれども、所属部や所属課での対応に限らず、相談しづらい状況がないのが一番いいと思うんですけれども、そういった対応も含めて、例えば人事部のほうであったりとかコンプライアンスのほうであったりとか、対応部署において、職員の相談を受け付けているような部署でも対応ができるような周知をしていただいて、相談しやすい環境というのをつくっていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

超過勤務についても分かりましたので、大丈夫です。

ちょっと2件目のほうで。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 それでは、2回目の御質問に順次答弁させていただきます。

まず、部分休業の取得状況でございますが、正規職員の状況から申し上げますと、令和6年度が57人で、男性が7人、女性が50人、令和5年度が62人で、男性が5人、女性が57人、令和4年度が64人で、男性が3人、女性が61人といった状況でございます。

続きまして、2点目の今回の改正の他市の状況でございますが、今回の改正につきましては、法改正に基づいて改正を行ってございます。また、子育て部分休暇につきましては、東京都の独自の休暇となっておりますが、他市においても、子育て部分休暇については導入している市が多いと捉えてございますので、本市と同様に今回、改正を行っているものと認識してございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。改正内容としては他市と同様というお話だったんですけども、そういったところも今後、他市と比較して、こういう状況があるとかそういうのがありましたら、その都度、改善等も含めて対応していただければと思います。

また、先ほど申し上げました、取得に関してのいろいろな相談であったり、あと、所属課においての人員体制ですとかそういった影響についても踏まえて、取得がしやすいように御努力と、また、周知していただければと思います。よろしくお願いします。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 よろしく願いいたします。この議案につきましては、育児を行う職員に対する支援制度の充実についての法律改正に伴う条例改正ということで理解をしております。

内容的には、部分休業の拡充、子育て部分休暇の拡充、そして、仕事と育児の両立に関する措置という、以上、主に3点について充実をすることで、職員の方々のライフワークバランスの向上に資するという内容かと思います。

これも仕事、働き方改革の一環といった側面もあるのかなと思いますけれども、10月1日施行、そして実施ということでありますので、準備状況、また、職員の皆さんへの周知の状況についてお知らせください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 こちらは10月1日施行といった形でございまして、まだ職員に対しては周知のほうはしてございませんが、今後の流れとしましては、今回の改正内容について、事務連絡等で庁内の周知をさせていただきたいと考えてございます。

また、付則のところでも申し上げましたが、10月1日から施行という形になりますので、10月1日から、制度を利用するに際しまして、事前の申請が今後必要になってきますので、現在、部分休業を取得している職員につきましては、今後改めて、第1号部分休業または第2号部分休業のどちらを選択するかを各職員に選んでもらう必要がございますので、そういった手続等につきまして、今後お知らせをしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 御説明ありがとうございます。実施に向けて、それを活用される職員の皆さんがしっかりと存分に活用できるといいですか、余すところなく使いたいときに使えるというようなところに向かって、丁寧な説明をぜひよろしくお願いいたします。

本議案に賛成いたします。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 申し訳ございません。1件、答弁内容の訂正をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

先ほど、おぎの委員から御質問がございました、年次有給休暇の取得単位の件でございしますが、私のほうで、1日を超えた場合は15分単位と申し上げてしまったんですが、正しくは、1時間を超えた場合については15分単位で取得できるといったところでございます。大変申し訳ございませんでした。

○秋山としゆき委員長 それでは、お諮りをいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第54号議案は可決すべきものと決定いたします。

した。

3 第55号議案 府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例

- 秋山としゆき委員長 次に付議事件3、第55号議案 府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

- 長嶋 聡職員課長補佐 ただいま議題となりました、第55号議案 府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

本案は、地方公務員等から引き続いて本市の職員となった者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、退職手当の算定の基礎となる勤続期間について、市長が特に必要と認める者に限って地方公務員等としての在職期間を含めるものとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。システムの2ページから3ページにわたる第14条第5項は、勤続期間の計算について規定しておりまして、退職手当の算定の基礎となる勤続期間について、本市の職員採用の現状や近隣自治体における当該取扱いの状況を踏まえ、市長が特に必要と認めた者に限り、地方公務員等としての在職期間を含むものと改めるものでございます。

システムの3ページをお願いいたします。次に、付則でございますが、第1項は、この条例は、公布の日から施行することを定めたものでございます。

第2項は、経過措置を定めたものでございまして、この条例による改正後の第14条第5項の規定は、この条例の施行の日以後に採用された者に係る退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前に採用された者に係る当該勤続期間の計算については、なお従前の例によることを定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- 秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。竹内委員。

- 竹内祐子委員 ありがとうございます。今回の改正の確認なんですけれども、現状からどの程度の変更があるのかということと、あと、対象となっている方が今、本市では何人いらっしゃるのかということで、教えてください。

- 秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

- 長嶋 聡職員課長補佐 現状からどういった変更があるかといった点でございますが、こちらはちょっと例で申し上げますと、現在につきましては、例えばA市で5年間勤務をしまして、引き続き本市の職員として採用された場合については、A市で5年間分の退職手当を支払わずに退職して、当該在職期間については、本市職員として勤務した期間に通算して、本市を退職するときに退職手当が支払われるといった規定となっております。

改正後につきましては、この点、市長が特に必要と認める者に限って、当該在職期間を通算することとなりますので、競争試験により入庁した職員につきましては、先ほどの例で申し上げますと、A市で5年間の在職期間に応じた退職手当を支払うこととなります。まして、本市では在職期間を通算しないこととなるといった変更がございます。

続きまして、2点目の現状の通算をする対象者数でございますが、令和7年7月時点で32人、ございます。

以上でございます。

- 秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。ありがとうございます。

また、引き続いた在職期間というところでお聞きしたいんですけども、例えば、一度退職された後に、職に就いていない期間等がある場合というのは、それは除外されるのかというところについて、そこも確認をさせてください。

ちょっとすみません、細かいんですけど。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 引き続いた在職期間の考え方でございますが、例えば先ほどの例で申し上げますと、A市で3月31日まで勤務をしており、引き続いて当年の4月1日から本市の職員となった場合については、引き続いた在職期間とみなしますが、例えば前年10月末で辞めて、その間、職に就いていない期間があった場合については、引き続いていたものとはみなせないといった形でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。もう一つ、すみません、休職については、またちょっと考え方が違うと思うんですけども、休職期間を在職期間としてみなして、その後、本市に勤めることになったという場合については、これが対象になるのかということをお教えください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○長嶋 聡職員課長補佐 以前勤務していた市における休職していた状況の算定でございますが、そちらの休職期間についても、勤続期間として含めるものとしてございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第55号議案は可決すべきものと決定いたしました。

4 第64号議案 物品の買入れについて

○秋山としゆき委員長 次に付議事件4、第64号議案 物品の買入れについてを議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○上野絃美契約課長補佐 ただいま議題となりました、第64号議案 物品の買入れにつきまして御説明申し上げます。

本案は、市に配備している起震車を更新するため、起震車1台を買い入れるものでございます。

第64号議案参考資料、入札経過調書を御覧ください。入札は、令和7年7月3日に、1者による条件付一般競争入札を実施いたしました結果、神奈川県相模原市緑区長竹295番地1、飛鳥特装株式会社が、消費税及び地方消費税を含む7,653万7,100円で落札いたしました。落札率は、99.11%でございます。

第64号議案書のシステム2ページを御覧ください。4に記載のとおり、現在、契約金額7,653万7,100円で、令和7年7月10日に同者と仮契約を締結しております。6の納期は、令和8年8月7日まで、7の支出科目等は、令和7年度一般会計、消防費、消防費、債務負担行為となっております。

契約に関する内容は以上でございます。

買入れの内容につきましては、防災危機管理本部から御説明申し上げます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○篠崎直美防災担当副主幹 続きまして、買入れの内容につきまして御説明させていただきます。

システムの3ページ、起震車の規格・性能を御覧ください。同車両は、既製の3.5トン級トラックの車両を改造し、次の規格・性能を有するものでございます。排気量は2,998cc、エンジンは低公害ディーゼルエンジン、駆動方式は後輪駆動方式、定員は3人、車両寸法は、全長が7メートル以内、全幅が2.3メートル以内、全高が3.5メートル以内でございます。主な附属設備でございますが、車両には、バックカメラ及びバックモニター、前後方向ドライブレコーダー並びに電動格納ミラーを装備いたします。また、艀装するものとしたしまして、三次元電動サーボモーター起震装置を備えた起震室を設置し、55インチの液晶ディスプレイ、音響装置を設置いたします。

なお、VR装置としたしまして、成人用及び子供用のゴーグル、VRコンテンツとしたしましては、キッチン編・教室編・屋外編を装備するものでございます。

記載はございませんが、新規購入起震車につきましては、起震装置の性能を向上させ、従来の起震車より激しい揺れや高層マンションなどにおける長周期地震動も再現できるものとし、地震発生時の臨場感をより現実的に体感することができるVR装置を装備するものとしたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。竹内委員。

○竹内祐子委員 御説明ありがとうございます。今回の起震車の購入ということなんですけれども、価格的にはかなり高額のものとなっています。それについての理由というところで教えていただきたいのと、年間でどのくらい活用されているのかというところについて、教えていただければと思います。

また、購入に対しては、リース契約であったりというところでの検討状況はどうだったのかというところで確認をさせていただきます。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠崎直美防災担当副主幹 お答えいたします。

まず初めに、購入の金額につきましては、新起震車にはVR装置を装備することとしたしまして、その分が増額となっておりますが、近年の物価高騰も一つの要因になっているかと思われます。

また、2番目の出動実績、使用件数ですけれども、過去3年間としたしまして、令和4年度、要請件数が66件、令和5年度、86件、令和6年度につきましては、59件ですが、令和6年度は起震装置の起震室のほうの故障がございまして、10月から11月は運行ができませんでしたので、59件となります。また、その間のキャンセルのほうが発生いたしまして、おおむね30件程度のキャンセルが発生している状況になっております。

令和7年度につきましては、昨日までの出向件数としたしまして、24件となります。

それから、新車両のレンタルの考えはなかったのかということなんですけれども、レンタルの場合、一般的に1日当たり約20万円と見込んでおりまして、こちらの起震車のほうが、買換えまでに15年以上経過しておりますので、15年以上の運行としますと、購入したほうが経費的にもかからないと考えておりますので、購入をさせていただくものとしております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。ありがとうございます。近年の物価高騰の影響もありということと、新しい装置でVRが装備されるということについても分かりました。価格と、また、これまでの実績等を踏まえて購入ということに至ったということについても

分かりました。ありがとうございます。

今後の活用について伺いたいんですけども、VR装置も含めて、活用としてはどのようなものを見込んでいるのかということと、これまで以上に期待するところとかがあれば、教えていただければと思います。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠崎直美防災担当副主幹 今回のVR装置の活用というところでございますが、今回装備するVR装置につきましては、必ず使用しなければならないものではございませんので、小・中学校などでの防災教育の際には、これまでどおり起震室での地震体験、地震の揺れを体験していただくという形で、数多くの人数を、体験いただくということが可能になっております。

また、強度の揺れの体験で影響があるような体の不自由な方ですとか御高齢の方におかれましては、VR装置を装着するだけで臨場感のある地震体験をしていただけたと考えておりますので、起震室のほうに乗車されなくても、VR装置のみでの活用も可能だと考えております。

また、今後の再現できる地震が、今までの起震車では関東大震災ですとか阪神・淡路大震災までは体験することが可能だったんですが、新たに体験できる再現地震といたしましては、東日本大震災ですとか能登半島地震なども再現可能となっております。

また、今後想定される大地震の再現といたしましては、東南海地震や南海トラフ地震、また、マンション等の高層建物で起きる長周期地震動の体験もできる仕様となっております。震度としては7程度までの揺れを体験できるものとなっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。新たな装置の実装によって、これまで体験が難しかった御高齢の方や体の不自由な方に対しても、防災訓練の際の体験をしていただいて、備えにさせていただくということについても分かりました。

様々な内容が従来よりも拡充されているという点についても分かりましたので、この件については了承したいと思っております。ありがとうございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。昨年、修繕を行ったと、今現状、使っているマグマ2を、それはどのぐらいの修繕費用がかかったのか、教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠崎直美防災担当副主幹 修繕の内容といたしましては、令和6年度に、基盤の不具合に伴う制御系点検とサーボアンプ交換修繕としまして、あとはバッテリーの修繕となりまして、合わせて28万4,240円の修繕をさせていただきました。

今年度につきましても、軽微な修繕は発生している状況でございますが、こちらのほうを対応させていただきながら、運用のほうをしている状況となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 分かりました。修繕も安くない金額ですし、16年以上使っているということで今回、物価高騰等で値段が上がっているのは残念な部分もありますが、市民にとっても、非常に愛されている、防災訓練等では活用されている機材でありますので、購入の議案については賛成いたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。横田委員。

○横田 実委員 1点だけ、確認の意味でお願いいたします。

今回の契約で、1者だけだったと思うんですけども、ほかに、特殊な起震車をやる会社というのは何軒かあるのかどうかというのと、今回、1者になった理由と言ったらおかしいんですけど、なぜこの1者になったのかというのだけ、確認のために聞かせて

ください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠崎直美防災担当副主幹 今回、起震車の艤装について、どのくらいの業者があるのかということなんですけれども、選定段階では、私どものほうで今回、落札した業者に加えまして、もう一者、艤装メーカーの起震装置についても検討を行いました。

また、実際に起震車のデモカーを出向いただき、職員がVR装置を装着して揺れの体験を行い、選定したものになります。

防災危機管理本部よりは以上となります。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 続きまして、1者になった要因についてお答えいたします。

主な要因として考えておりますのが、艤装車の中でも、難易度が異なっていたり、製作台数の規模が異なることで、取扱業者に差が出ていると推測しているところでございまして、また、予定価格が5,000万円以上の場合は、より透明性の高い条件付一般競争入札を採用しておりまして、これから議題になります照明電源車と本件の起震車については、条件付一般競争入札で入札参加者を募集したのに対しまして、消防ポンプ自動車については、指名競争入札で入札参加者を指名しているという状況でございます。

条件付一般競争入札も指名競争入札も、東京電子自治体共同運営の電子調達サービス上で入札手続を行っているんですけれども、指名競争入札は業者へ指名通知が発行されるのに対し、一般競争入札では業者へ通知が送付されないため、積極的に案件を業者側が探しに行かなければならず、参加者が少数になることがある点が課題であると捉えておりまして、こういった契約方法の違いによっても参加者数に影響があったものと捉えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。

○横田 実委員 結構です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 委員長ありがとうございます。私からは意見のみとさせていただきます。

今回、16年働いていただいた起震車の買換えということでありまして、新しい機能も充実をして、市民の皆様にご体験していただくということかと思います。

金額については、7,653万7,100円ということですが、仮に10年使ったとすれば年間765万円、ただ、年間延べ約1万人前後の方々が乗られるというようなことでありますし、多摩地域3番目の26万人都市として、やはり備えておくべきものかなと評価をしております。

実は、一般質問のときにも少し触れましたけれども、学校において、特に小学校、小さな子供が大きな地震を体験したときに、けがはしていないんだけど、やはり精神的なショックとかで体が動かなくなるというようなことが実際にあるそうでありますので、いろんな防災訓練であるとか教育の現場の中で、そういった体験をすることによって、あれを一回、大人も子供もそうですけど、体験をすることによって体が覚えますので、楽しんで防災体験をする中で、しっかりとこういったものを記憶していく、こういった教育的な視点も非常に重要かなと私は思っておりますので、ぜひ効果的な活用を、VRも含めて導入して、より多くの方に体験していただけるようお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案に対しては賛成します。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第64号議案は可決すべきものと決定いたしました。

5 第65号議案 物品の買入れについて

○秋山としゆき委員長 次に付議事件5、第65号議案 物品の買入れについてを議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました、第65号議案 物品の買入れにつきまして御説明申し上げます。

本案は、府中市消防団に配備している消防ポンプ自動車を更新するため、消防ポンプ自動車1台を買い入れるものでございます。

第65号議案参考資料、入札経過調書を御覧ください。入札は、令和7年6月6日に、7者による指名競争入札を実施いたしました結果、港区芝5丁目36番7号、三田ベルジュビル19階、株式会社モリタ東京支店が、消費税及び地方消費税を含む2,994万990円で落札いたしました。落札率は98.16%でございます。

第65号議案書のシステム2ページを御覧ください。4に記載のとおり、現在、契約金額2,994万990円で、令和7年6月13日に同者と仮契約を締結しております。6の納期は、令和9年2月26日まで、7の支出科目等は、令和7年度一般会計、消防費、消防費、債務負担行為となっております。

契約に関する説明は以上でございます。

買入れの内容につきましては、防災危機管理本部から御説明申し上げます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 続きまして、買入れの内容につきまして御説明させていただきます。

システム3ページ、消防ポンプ自動車の規格・性能を御覧ください。同車両は、既製のディーゼルエンジン車に附属設備を搭載し、次の表の規格・性能を有するものでございます。排気量は4,009cc、エンジンはディーゼルエンジン、駆動方式は後輪駆動方式、定員は6人、車両寸法は、全長が5.3メートル以内、全幅が1.88メートル以内、全高が2.6メートル以内でございます。主な附属設備でございますが、主ポンプは、水を加圧し送水するためのもの、真空ポンプは、水を水利から吸い上げるためのもの、電子サイレンを作動させるための警報装置、LEDサーチライト3灯の照明装置などを装備いたします。

なお、資料に記載はございませんが、新たな設備といたしまして、ホースカーの積載装置として垂直式動力昇降装置を装備いたします。

なお、このたび購入する1台につきましては、武蔵台、北山町を警戒区域といたします第18分団に配備する予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。今回、消防ポンプ自動車の購入に当たってのこれまでの活動実績について、教えていただければと思います。また、警戒区域においての状況等も含めて、教えていただければと思います。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 これまでの活動実績と警戒区域の状況でございますが、令和6年度火災出場件数、これは全部の消防団としての件数でございますけれども、60件ございました。そのうち、18分団の出場件数につきましては、16件となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。今回、購入に当たるポンプ車の性能整備と、新たに追加される機能等で安全向上を図るための機能について、もう少し具体的に教えていただきたいのと、あとは、メンテナンスに係る費用等についてはどのようになっているか、教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 このたび新たに導入いたします垂直動力式昇降装置でございますけれども、これは車両の中に、ホースカーと言われます、消火活動に使用される、いわゆるリヤカーのようなものでございますけれども、これを消防ポンプ自動車から離れた場所に置いて放水が行われるなど、折り畳まれたホース10本程度の運搬と延長を円滑に行うために使用されるものでございます。

このホースカーは、ホースカー自体がおよそ80キロ、1本のホースがおよそ8キロ程度でございますので、10本で80キロ、計160キロ程度の重量がございますので、リフターを自動で昇降できるものを新たに装備することで、消防団の負担軽減及び安全な消火活動につながっているものと捉えております。

メンテナンス費用につきましては、車検の整備等の定期点検といたしまして、おおむね、タイヤ交換をするか、またはバッテリーを交換するかによっても金額の差は出てくるところでございますが、およそ15万円から30万円程度の間で、整備費としてかかることが主たるものとなっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分かりました。ありがとうございます。年間出動についても分かりましたし、地域に対応するために、新たな、また、消防団の負担軽減というところも含めて対応されるということで、分かりました。ありがとうございます。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。横田委員。

○横田 実委員 それでは、1点だけお願いいたします。

消防のポンプ車の買換え、18分団は多分、十四、五年前に換えたと思うんですけれども、新車に関しては今、説明があったとおりでと思うんですけれども、郷土の森の交通公園のところに、18分団の前回交換した消防自動車が展示されております。

そこからいくと、先ほど申し上げたとおり、十四、五年たって、野ざらしの関係があるので、交通公園の在り方として、展示するなら展示する形で、今回のものと入れ替えたほうがいいんじゃないかなというのが個人的な考えなんですけど、その辺のところの所管が違うところもありますので、何とも答えが難しいかと思っておりますけれども、ちょっとその考え方だけ教えておいてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 委員がおっしゃるように、これまでの車両につきましては、基本的には財団法人日本消防協会の消防車両等国際援助事業を活用いたしまして、主に発展途上国を中心に、希望国への活用の方を移してきているところでございますが、第18分団の車両につきましては、走行不能にするために、車体下部のドライブシャフトを取って動かないようにするなどの安全措置を講じた上で、郷土の森公園内にございます交通遊園のほうに展示させていただいているところでございます。

このことから、交通遊園の改修などに合わせまして、展示車両を現在のポンプ車に更新することを含めまして、所管課と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 今の答弁でよく分かりました。所管が違うということなので、その辺の

ところをしっかりと御相談していただいて、いい方向に進むよう、よろしくお願い申し上げます。

終わります。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第65号議案は可決すべきものと決定いたしました。

6 第66号議案 物品の買入れについて

○秋山としゆき委員長 付議事件6、第66号議案 物品の買入れについてを議題といたします。

本案について、担当者から説明を求めます。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました、第66号議案 物品の買入れにつきまして御説明申し上げます。

本案は、府中市消防団に配備している照明電源車を更新するため、照明電源車1台を買い入れるものでございます。

第66号議案参考資料、入札経過調書を御覧ください。入札は、令和7年6月25日に、4者による条件付一般競争入札を実施いたしました結果、墨田区菊川1丁目13番14号、株式会社野口ポンプ製作所が、消費税及び地方消費税を含む5,766万990円で落札いたしました。落札率は、98.06%でございます。

第66号議案書のシステム2ページを御覧ください。4に記載のとおり、現在、契約金額5,766万990円で、令和7年7月2日に同者と仮契約を締結しております。6の納期は、令和9年2月26日まで、7の支出科目等は、令和7年度一般会計、消防費、消防費、債務負担行為となっております。

契約に関する説明は以上でございます。

買入れの内容につきましては、防災危機管理本部から御説明申し上げます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 続きまして、買入れの内容につきまして御説明させていただきます。

システム3ページ、照明電源車の規格・性能を御覧ください。同車両は、既製のダブルキャブディーゼルエンジン車に附属設備を搭載し、次の表の規格・性能を有するものでございます。排気量は4,009cc、エンジンはディーゼルエンジン、駆動方式は後輪駆動方式、定員は6人、車両寸法は、全長が5.6メートル程度、全幅が1.9メートル程度、全高が2.85メートル程度でございます。主な附属設備でございますが、照明装置といたしまして、3キロワット相当のLEDランプ2灯を装備いたします。発電装置は、15キロワットまで使用可能なもので、100ボルト用電源コンセントを4か所設置いたします。手引式搬送用台車は、狭い路地や悪路でも投光器を搭載して移動するためのものでございます。

なお、このたび購入いたします1台につきましては、片町、美好町ほか市内西部を活動区域といたします、第12分団に配備する予定でございます。

大変失礼いたしました。全高につきましては、2.85メートル程度と申し上げましたが、2.78メートルの間違いでございました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいた

します。

○秋山としゆき委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。今回の照明電源車についてのこれまでの活動実績についてお伺いしたいのと、あと先ほど、ポンプ車のほうは、発展途上国への寄附であつたりとか展示ということもありましたけれども、今後、照明電源車活用についてはどのような考えがあるのか、お聞かせください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○篠塚誠二危機対策担当副主幹 まず初めに、活動実績でございますが、令和6年度、火災件数といたしましては60件というところでございますが、第12分団の照明電源車につきましては、12件の出動となっているところでございます。

2点目の今後の車両についてでございますが、前回の車両が、佐久穂町のほうに寄贈させていただいた経過もございますので、今、佐久穂町のほうに寄贈するというところで調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。

○竹内祐子委員 はい、大丈夫です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御異議なしと認め、第66号議案は可決すべきものと決定いたしました。

8 第75号議案 令和6年度府中市公共用地特別会計歳入歳出決算の認定について

○秋山としゆき委員長 次に付議事件8、第75号議案 令和6年度府中市公共用地特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

説明は省略となりますので、これより質疑・意見を求めます。横田委員。

○横田 実委員 それでは、質問させていただきます。

全体的なことで、令和6年度の決算の特徴というのはどういう形で考えているのか、よろしくお願い申し上げます。

〈文書資料〉

○説明員 第75号議案 令和6年度府中市公共用地特別会計歳入歳出決算の認定について、特別会計歳入歳出決算書及び決算関係調書に基づき御説明いたします。なお、ページ数につきましてはすべてシステムのものを表記しております。

96、97ページをお願いします。

款の5国庫支出金、項の5国庫補助金、目の5土木費国庫補助金、備考欄1の無電柱化推進計画事業補助金は、都市計画道路3・4・16号用地一期区間及び、都市計画道路3・4・16号用地二期区間の取得に対するもの。款の10都支出金、項の5都補助金、目の5土木費都補助金、備考欄1の市町村土木補助金は、都市計画道路3・4・16号用地一期区間及び、都市計画道路3・4・16号用地二期区間の取得に対するもの。款の15財産収入、項の5財産運用収入、目の10利子及び配当金、備考欄1の土地開発基金預金利子は、定期預金等の運用によるもの。項の10財産売払収入、目の5不動産売払収入、備考欄1の土地売払収入は、公売による市有地の売払い及び、事業協力者へ代替地として売払いをした計3か所の売払収入でございます。

なお、売払い場所の詳細につきましては、令和6年度決算参考資料85ページに記載し

てございまして、場所については88、89ページの事業位置図に赤色で表示してございます。

事項別明細書に戻りまして、款の20、項の5 寄附金、目の5 用地取得寄附金、備考欄1の会営競馬寄附金は、日本中央競馬会環境整備事業の寄附金。款の25繰越金、98、99ページをお願いします、項の5、目の5繰越金、備考欄1の前年度繰越金は前年度からの繰越金。款の30諸収入、項の5、目の5市預金利子、備考欄1の預金利子は、公共用地特別会計の普通預金利子。項の10収益事業収入、目の5競走事業会計繰入金は記載のとおりでございます。項の15、目の5雑入は執行がございませんでした。款の35、項の5市債、目の10教育債、備考欄1の社会教育施設用地取得事業債は、都指定有形文化財、内藤家住宅保存活用整備用地の取得のための事業債です。

以上、歳入合計は予算現額16億5,509万8,000円、調定額16億5,910万6,000円、収入済額16億5,910万6,000円、調定額に対する収入率は、100%でございます。

100、101ページをお願いします。

款の5、項の5、目の5公共用地取得費、備考欄1の負担金は記載の協議会への負担金。備考欄2の管理事務費は、用地取得の事務に要する経費で、この主なものは、不動産鑑定手数料、事務用消耗品費等でございます。備考欄3の測量及び物件調査費は、測量及び、補償算定のための物件等調査等を委託したもの。備考欄4の分倍河原駅周辺整備事業用地取得事業費、1は分倍河原駅周辺整備事業に伴う用地取得業務の委託料。備考欄5の道路用地取得事業費、1は宮西町地区道路整備事業に伴う用地取得業務の委託料、2は道路用地の取得に伴う物件等補償料の債務負担行為解消分で1路線1件分、3は道路用地の取得に伴う物件等補償料で2路線12件分。備考欄6の都市計画道路用地取得事業費、1は、都市計画道路用地の取得に伴う物件等補償料の債務負担行為解消分で1路線1件分、2は都市計画道路用地の取得に伴う物件等補償料で1路線2件分。3は都市計画道路3・4・16号用地一期区間及び、都市計画道路3・4・16号用地二期区間を取得したもの。備考欄7の社会教育施設用地取得事業費、1は都指定有形文化財 内藤家住宅保存活用整備用地を取得したもの。備考欄8の諸施設用地取得事業費、1はけやき並木周辺地区空間活用事業用地の取得に伴う物件等補償料の債務負担行為解消分で1件分。

以上、御説明いたしました各事業の用地取得費等につきましては、施策の成果282、283ページに内容を記載してございます。また、用地取得の場所の詳細につきましては、令和6年度決算参考資料86ページに記載してございまして、場所については88、89ページの事業位置図に青色で表示してございます。

事項別明細書に戻りまして、以上、歳出合計は予算現額16億5,509万8,000円、支出済額14億7,219万9,000円、執行率は88.9%でございます。

102ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額16億5,910万6,000円、歳出総額14億7,219万9,000円、歳入歳出差引額は1億8,690万6,000円で、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 令和6年度の決算の特徴でございますが、歳出、歳入ともに、前年比で約9億円の増加となりました。

初めに、歳入の主な増加要因といたしましては、都市計画道路用地の取得に伴い、国や東京都から補助金の交付を受けたことや、公売や代替地売払いによる不動産収入、また、用地取得の関連費用の財源として、会営競馬寄附金や競走事業会計繰入金を活用したほか、東京都指定の有形文化財である内藤家住宅保存活用整備用地の取得のため、市債を借り入れたことも歳入増加の一因となっております。

次に、歳出の主な増加要因といたしましては、土地開発公社で先行取得した事業用地

の買戻しをした費用が増加したもので、特に内藤家住宅の用地取得費が約8億6,000万円と大きかったことに加えまして、宮西町地区の道路整備事業の進捗による用地取得の関連費用が増加したことが、歳出増加の主な要因でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 どうもありがとうございました。令和6年度の決算の概要については大体分かりました。

歳入面では、国、東京都からの補助金の獲得や不動産収入の増加、寄附金や繰入金の活用など多様な財源確保に努められたことは、財政運営の柔軟性と工夫が感じられます。

歳出面では、土地開発公社からの土地買戻しや文化財の保護、道路整備といった将来に向けた支出が中心であり、単なる支出増ではなく、地域の持続可能な発展を見据えた戦略的な支出であると理解いたしました。

そこで2回目の質問として、約9億円の増加は、主に内藤家住宅の市債の借入額と土地の買取り費が大きかったことで分かりますが、そのほかでは、宮西町地区道路整備事業の進捗による用地取得関連費の増加とありますが、宮西地区の道路事業の現在の進捗状況と具体的にどこが進捗したのか、教えていただければと思います。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 宮西町地区道路事業の進捗状況でございますが、現在、同エリアでは、マンション開発等の影響で周辺の立ち退きが進んでおりまして、権利者の方からも、早めに市と契約したいというようなところがございますので、交渉がスムーズに進んだものでございます。令和6年度は、合意が得られた11件について、用地の取得に伴う物件移転補償費の契約を締結しております。

また現在、宮西町全体での用地取得の進捗率でございますが、当該地区には市道4-10号のほか全6路線ございまして、概算となりますが、全体としての用地取得率は約47%となります。

次に、具体的な進捗箇所でございますが、市道4-10号の国際通り周辺を中心に取得が進んでおります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。横田委員。

○横田 実委員 ありがとうございます。宮西地区の進捗状況については、権利者との交渉が円滑に進み、11件の契約締結が実現したことは、権利者との信頼関係の構築と事業の着実な前進を示すものと評価いたします。

進捗率が47%に達していることから、今後の整備に向けた見通しが立ちつつあると考えられますが、特に用地の取得で立ち退きに関わる事業では、権利者との信頼関係が事業の成否を左右しますので、今後も丁寧に説明と合意形成を得られるよう、頑張っていただければと思います。

そこで、もう1点だけ、それに関連して、特に公共用地のところに関係があるかどうか分からないんですけども、今やっているのは通常、国際通りというところをやっているんですけども、今度、南北に、今のグリーンプラザ分館があるところも、縦の道路計画であると思います。

そこで、今はなきグリーンプラザというのが、地名で、まだグリーンプラザ分館という形で残っています。それはインフラマネジメントのほうで一生懸命やっていたというのは承知しているんですけども、やはりここの部分に関しては、国際通りの部分が終わってから縦の世界というのも、どう考えても、どんどん時間ばかり経過して、いろんな方の御質問も出ていますけれども、けやき並木のモール化という形の中で、最終的に迂回路を造らなくてはいけないというところで始まっていると思います。

ですから、それぞれの所管の中で、全体的なものを踏まえた中で、一つ一つ横のつながりをしっかりとやっていただいて、やはり相手があることですので、一概に市の言う

とおりにとはなかなかできないと思いますが、横の連携だけはしっかり取っていただいて、そしてまた、特にグリーンプラザ分館というところは、府中市が持っている土地としては最後のところでありまして、そこで、府中市のメインになる部分をしっかり考えていただいて、これがいい形の中の、いいけやき並木のモール化につながればと思いますので、その辺のところをしっかりとっていただけるようお願い申し上げます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 今の南北の考え方は質問ですか、（不規則発言あり）いいですか。ほかに御発言はございますか。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。101ページの分倍河原駅周辺整備事業用地取得費の詳細について、教えてください。

1点、以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。お願いします。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 分倍河原駅周辺整備事業用地取得費の詳細についてでございますが、同事業に伴う用地取得業務の委託料でございます。

本事業では、用地交渉を含む業務全般を、公益財団法人東京都都市づくり公社に委託して事業を進めております。当該エリアには、商業地に位置しておりまして、店舗の営業時間帯によっては、訪問しての調査や交渉が夜間帯になること、また、土地・建物の権利関係が複雑であることから、柔軟な勤務体制と専門的な知識を有する事業者による対応が不可欠でありますので、こちらについては、円滑な事業推進を図るために委託を行っているものでございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。公社に対して委託しているということで、それが決算の用地取得業務委託費になると思うんですが、その中で、予算を見るとそのところに、同じところの2として、物件等補償料というのが2億7,000万円ほど計上されてはいますが、決算になるとなくなっています。それが執行されていない理由について教えてください。

また、令和6年度の周辺整備事業の用地取得業務委託の、その併せて進捗状況と、今年度の内容で、用地取得の進捗状況についても教えてください。

以上です。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 まず、分倍河原駅周辺事業用地の当初予算を超えて執行した理由と物件補償が執行されていない理由でございますが、まず、委託先である東京都都市づくり公社と、令和6年度の事業計画に関する協議におきまして、補償算定のため物件調査の実施箇所が多くあったことで、都市づくり公社においては、全て対応するだけの、まず、人員確保は難しいというようなお話がありましたので、実施できない箇所については市で対応する予定としておりましたが、その後、公社のほうで、人員を増やすことを対応してもらったことや、その後に、物件調査の進捗状況などから、公社で対応できることになったために、予算を委託に運用して対応したものでございます。

また、物件等補償料につきましては、用地交渉の状況により、年度内に契約はできなかったために、執行がございませんでした。

また、契約の見込みがなくなった分については、3月補正で減額しておりまして、その分、翌年度の予算に計上しております。

続きまして、令和6年度の用地取得の進捗でございますが、駅前のたまり空間用地、市道4-139号、北西アクセス道路用地において、権利者の物件調査、補償算定、補償内容の説明を順次進めておりまして、計画に沿って対応してまいりました。

また、令和7年度の業務内容でございますが、物件調査や補償算定を引き続き進めま

して、補償算定が完了した箇所から順次、補償内容の説明や契約を進めてまいります。

最後に、用地の取得状況でございますが、現在、物件調査や補償算定を進めている段階でありますので、用地の取得が完了しているところがまだございません。補償の算定が終わったところから順次、権利者への補償内容の説明を行い、承諾が得られ次第、契約を進めてまいります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 ありがとうございます。補償まではまだ進んでいない部分はあるものの、しっかりと対象の方々に説明をして、分倍河原駅の改修に向けて事業が進んでいることが分かりました。

なかなか相手方のいることで、交渉もすごいタフだと思いますし、こっちの補償料も税金であることを考えると、本当にいろいろ課題がたくさんあると思いますけれども、丁寧に、そして権利者の方々への説明と、分倍河原駅の改修に向けて工事が進められるように対応いただきますよう、お願いをいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 今、おぎの委員からもありました、分倍河原駅周辺整備事業用地取得事業についてです。

進捗については分かったんですけども、物件調査は全体でどのくらい進んでいるのか、その割合についてと、補償算定が済んで説明を行っているということなんですけれども、説明を受けて権利者等々の関係者の受け止めであったり、反応といったところについてはどのようになっているのか、つかんでいれば教えてください。

もう一つが、けやき並木周辺地区の空間活用事業についてです。システム101ページの8番目、諸施設用地取得事業の説明にあったんですけども、物件等補償料として債務負担行為解消分としてありますが、これについて、もうちょっと詳細を教えてください。けやき並木周辺地区の空間活用事業についての詳細というところも教えてください。

あと、基金のことで、今後の積立てと活用方針の見直しの中で、土地開発基金から積替えの提案があるんですけども、これを踏まえて、積替えが問題ないのかというところについての市としての今後の公共用地取得での大きな予定がどのような状況なのかを教えてください。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 初めに、分倍河原駅周辺整備事業の物件調査の進捗率でございますが、こちらは全体としては約50%程度となっております。

そのほかの権利者の方への補償内容の説明後の反応でございますが、こちらについては、なかなか移転先の土地が見つからなかったということが一番大きく、また、補償金額についても少し乖離があったりというところで、ちょっと悩まれているようなところでございます。

次に、諸施設用地取得事業の物件補償料の債務負担行為解消分でございますが、こちらは令和6年度に契約締結した、けやき並木周辺地区空間活用事業用地の取得に伴う物件等補償料の残金分になりまして、こちらは相手方との契約時に、補償金の8割を前払いして、相手方と定めた移転期限内に移転完了、また、土地の更地の引渡しを受けた後に残金の2割金を支払っております。

契約から移転完了まで年度をまたぐ場合には、補償金の残金の支払いは、翌年度の予算で債務負担解消分として計上して執行しております。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○畠山太一財政課長補佐 土地開発基金の関係でございますけれども、今回、20億円を積替えという形で、基金の新しい方針のほうで考えておりまして、今回の積替え、その中でも優先度の高い駅周辺に特化したものとなりまして、全体の基金残高だったり、今後

の取得予定を踏まえた上で、他事業への影響が出ないような形で積替えをしたものになります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 分倍河原駅周辺整備事業についての物件調査については5割で、説明等を行っている中では、なかなか移転先が見つかっていない状況や、補償額の点での困難な状況についても分かりました。

引き続き、移転先を見つけるための提案であったり、また、補償額に関しては交渉上、引き上げることができるのかどうかというところについても、都市づくり公社等も踏まえて最大限の努力もしていただきたいんですけども、一方で、まだ物件調査が済んでいない状況についてはどのように見ているのか、教えてください。

また、今後の交渉が進まない中では、どういったことが、市としては対応を考えなければいけないと思っているのかということも教えてください。

あと、けやき並木周辺地区空間活用事業用地についての相手方についても詳細を教えてくださいたいのと、補償料の支払いが行われたということについては分かったんですけども、今後の空間活用事業においては、どのような内容になっていくかということも教えてください。

基金についての内容として、今後の公共用地取得で予定されている具体的なものがあれば、教えていただきたいと思います。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 まず、物件補償の補償金額につきましては、こちらは国や東京都の基準に基づいて算定しておりますので、例えば特殊な設備であったり、近年、建築資材の高騰などによって再建費用との乖離が生じる場合には、こちらについては個別事情を踏まえた形で、柔軟な対応の検討を現在しているところでございます。

また今度、物件調査で、これから、行けていないというようなところでございますけれども、今、物件調査できていないところにつきましては、今年度、全てのテナントや建物のオーナーの方にも、物件調査に入るよう、周知を行えるように今、進めているところでございます。

次に、けやき並木周辺活用事業の関係で、事業が具体化するまでの活用についてということでもよろしいでしょうか。まず、こちらの用地取得は、一般社団法人まちづくり府中が、けやき並木周辺地区の空間活用として実施しているカフェレストラン、府中テラスも隣接してありまして、当該用地を拡張することでさらなるにぎわいの創出を生むと考えておりますが、モール化実現までの間は、暫定的に公衆喫煙所としての利用をしているところでございます。

今後の大きな障害は、特に今のところはございません。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○本木祐輔産業振興課中心市街地活性化担当主幹 すみません、補足で申し上げさせていただきます。

現在、府中市中心市街地活性化ビジョンにおきまして、こちらの中心市街地の活性化について取り組んでいるところでございますけれども、けやき並木沿道につきましては今後、セットバックが行われていくものでございますので、今後も積極的に公有地の取得を目指して、にぎわいのほうの活用に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 1件、答弁漏れがありましたので、答弁してもよろしいでしょうか。交渉がうまくいかなかった場合のところでございますが、こちらは引き続き丁寧な説明と、粘り強く交渉を続けてまいります。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 よろしいですか。

○竹内祐子委員 はい。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 ありがとうございます。私のほうからは、まず、都指定有形文化財内藤家住宅保存活用整備用地の件でございます。

これは歳入のほうで、社会教育施設用地取得事業債ということで6億5,000万円計上されていると思いますが、これは都指定の有形文化財ということで、国なり東京都なり、補助金というのはそもそもないのかどうか、あえて事業債ということで市債を活用されていると思うんですけど、この辺の考え方を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 こちらの有形文化財内藤家住宅につきましては、国の補助金の対象となりまして、今後、市債の償還のタイミングに合わせて、分割して補助金を受ける予定となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 はい。

○西村 陸委員 承知しました。ありがとうございます。確認でした。

2件目というか、二つ目は、ちょっとローカルな質問、個別の質問になってくるんですが、都市計画道路3・4・16号線一期区間、二期区間については、本当に粘り強く対話をしていただきながら、取得に向けて進めてきていただいていると思います。本当にあと少しというところまで、おかげさまで、来ているかと思うんですが、それぞれの区間で、あと何件残っているのかということで、何%とかという面積よりも、むしろ何件ということで伺いたいと思います。

それからもう一つは、多磨町2丁目2番、これは売払収入のところで、10平米あると思います。これも多分、3・4・16号線の関係かなと思うんですが、これについてどういう状況かということで、詳細を伺えればと思います。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○高橋清和財産活用課公有地担当主幹 都市計画道路の用地取得の状況でございますが、まず、都市計画道路3・4・11号用地につきましては、残り地権者6件となります。都市計画道路3・4・16号用地一期区間については、残り地権者が2件となります。都市計画道路3・4・16号二期区間については、残り地権者1件となります。

最後の10平米につきましては、道路事業の用地買収で生じた残地となっております。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。西村委員。

○西村 陸委員 それぞれ御答弁をありがとうございました。3・4・11まで答えていただいてありがとうございます。16件ということですね。

それから、一期分が2件、二期分が1件、それぞれ本当にあと少しということで、いろんな事情もあってなかなか難しいところはあると思いますけれども、引き続きの対応をよろしくお願いいたします。あと、多磨町2丁目2番についても、残地だということで理解をいたしました。

会計全般、決算全般につきましては、決算参考資料等も見させていただきまして、今回、内藤家住宅の用地取得ということがありまして、非常にこれは大きな内容かなと思っておりますけれども、歳入を見ますと、繰越金があつて、そして会営競馬寄附金があつて、それから、先ほどもありました競走事業の繰入金もあつて、そういう収入がしっかりとある。その上で、こういった取得なんかに使えるということで、公共事業の恩恵をしっかりとこういったところで確認できるかなと思っております。

都指定の有形文化財についても、非常にこれからの保存、将来に向けて府中市の財産になっていくと思いますので、大切にぜひ使っていただければ、保存していただければ

と思いますので、よろしくお願いいたします。

決算につきましては認定に賛成ということで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに、御意見を含めて御発言はございますか。竹内委員。

○竹内祐子委員 ありがとうございます。意見を申し上げたいと思います。

今回の決算の認定については、予算の段階で、日本共産党府中市議団は、公共用地特別会計については反対をしていた立場であります。

また、幾つか確認をさせていただいた中では、分倍河原駅周辺整備事業の進捗状況として、まだ不十分だということもございますし、また今後の立ち退きにおいて、そこで事業を行っている方々の先々の見通しが立たないという状況も踏まえたと、やはり今回の内容については賛成しかねますので、反対という意見を述べさせていただきます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山としゆき委員長 挙手多数であります。よって、第75号議案は認定すべきものと決定いたしました。

ここで、委員の皆様にお諮りさせていただきます。次の陳情第9号まで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「5分間だけ休憩をいただきたい」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 それでは、ここで5分間休憩させていただきます。

午前11時55分 休憩

午前11時58分 再開

○秋山としゆき委員長 委員会を再開いたします。

10 陳情第9号 府中市議会に「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の生活支援における国籍要件の導入の撤回を求める意見書の提出を求める陳情

○秋山としゆき委員長 付議事件10、陳情第9号 府中市議会に「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の生活支援における国籍要件の導入の撤回を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。どうぞ。

○二村善久議事課長 陳情人は、住所は記載のとおりで、SPRINGの国籍要件撤回を求める東京外国語大学学生有志の会代表、八坂あみさん。

件名は、府中市議会に「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の生活支援における国籍要件の導入の撤回を求める意見書の提出を求める陳情。

陳情の趣旨。

文部科学省は、博士後期課程の学生に対して生活費や研究費を支援する「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」において、生活費支給を「日本人」に限定し、留学生を対象外にする方針を発表しました。

同制度は、優秀な博士後期課程の学生への経済的支援の強化による進学や挑戦的・融合的な研究の推進、さらに博士人材が幅広いキャリアで活躍するための多様なキャリア開発・育成を促すことを目的とした制度で、現在1万人以上の博士後期課程の学

生（うち約4割が留学生）が利用しています。

日本の大学は博士後期課程の授業料が高く、経済的理由で博士後期課程への進学を諦める学生が多い中で、SPRINGは日本の学問の発展において一定の役割を果たしています。機構が発行するパンフレットでは「生活費支援がなかったら、進学を断念していたかもしれない」という利用者の声も紹介されています。学問を修めることに国籍の違いは関係ありません。国籍により支援を受けられない学生がいることは、多様性に基づく研究力の低下につながりかねないものです。

府中市内にキャンパスを置く東京外国語大学と東京農工大学においても、それぞれ「多文化共創イノベーションリーダー育成プログラム」、「FLOURISHフェロシップ事業」としてSPRINGを採択しており、国籍の垣根を越えて、多くの学生が学んでいます。とりわけ、学生数の2割に当たる600人以上の留学生が学ぶ東京外国語大学では、異なる国・地域の文化や価値観を持った学生同士の学びは「多文化共生に寄与する東京外国語大学」を支える大きな力になると同時に、学生自身にとっても大きな魅力であります。私自身も授業や学生生活において、留学生との交流が、自らの考えや価値観を深めるきっかけとなっています。共に学ぶ仲間の間に、国籍による分断を持ち込みかねない文科省の決定は、学生たちの想いとも相反するものであると考えます。

府中市では、多文化共生事業やゼロカーボンシティなどで、東京外国語大学及び東京農工大学と協働・連携した取組を行っています。両大学での学びの根幹に関わる今回の事例について、府中市議会として国に以下の要望を行うことを求めます。

要望事項。

以下の点について府中市議会において国に対して意見書を採択されるよう陳情します。

1、SPRING制度の生活支援における国籍要件を撤回することを求めます。

2、国籍・出自・経済状況などを問わず、博士後期課程の学生支援を充実させることを求めます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についてはいかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 それでは、陳情を提出された方から補足説明を受けるため、委員会を休憩いたします。

午後0時2分 休憩

午後0時12分 再開

○秋山としゆき委員長 総務委員会を再開いたします。

これより質疑・意見を求めます。竹内委員。

○竹内祐子委員 市への質問としては、陳情にある制度に対しての答えというのは難しいと思いますので、市内での住民登録のある外国籍の方の数についてお聞きしたいということと、市内在住の留学生については人数をどのように把握されているのかということと、教えていただきたいと思います。

あわせて、市内在住の留学生や外国籍世帯に対する生活支援の状況についてもお答えをいただきたいのと、DIVEでの相談で寄せられている困り事等について、お答えできる範囲でお願いをしたいと思います。お願いします。

○秋山としゆき委員長 答弁願います。どうぞ。

○南學 進政策課長補佐 まず、1点目の本市に在住する外国人の方々の人数でございますけれども、市内在住で、令和7年4月1日現在で6,436人でございます。そのうち、在住の留学生につきましては、在留資格で留学ということで確認をさせていただいている範囲で申し上げますと、同じく4月1日現在で999人でございます。

そのほか、生活支援の状況でございますけれども、本市にお住まいの留学生に限らず、外国人の方々に対しましては、基礎自治体として、例えば生活上、困ったことであった

りした、その場合のD I V Eをはじめとする窓口を用意していたり、あとは、多言語で市が提供する行政サービスの説明を行う資料を配架、配布したりといったことで、そういった皆様に対する生活支援を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 どうぞ。

○平野妙子市民協働推進部女性活躍推進担当副参事 D I V Eでの外国人相談の質問の傾向でございますが、一番多いところでは、市役所窓口での手続一般、それから、出産・子育て、社会保険、年金、医療、住宅といったものとか、あと日本語学習、それから、教育、入管手続等の御相談がございます。

以上でございます。

○秋山としゆき委員長 答弁が終わりました。竹内委員。

○竹内祐子委員 御答弁ありがとうございます。昨年1月時点での住民登録のある外国籍の方は5,987人だったということで、今年度においては、2025年4月1日では6,436人と増加をしているということも分かりました。

市内の在住留学生についても、991人という数については確認をさせていただきました。ありがとうございます。

また、基礎自治体としての基本的な生活への支援であったり、多言語対応であったり、D I V Eに寄せられている様々な暮らしでのお困り事の相談であったりということもお聞きしました。

なかなか、経済的な生活支援というところがまだまだ難しい状況もあると思いますし、そもそも他国から日本に來られて、留学のために來られているという方についての生活を支援するという制度も数少ないと思います。

市への質問は終わりますので、陳情に対しての意見等も述べさせていただければと思います。

本陳情に対しては大いに賛同して、採択の立場で意見を申し上げたいと思うんですが、日本の学術の発展であったり様々な分野での研究が、日本社会において、また国際社会においても大きな貢献を収めてきていると思います。今後の学術の発展を支える上では、経済的な支援の在り方であったり、社会的な地位、理解についても、これは国籍にかかわらず課題があるのかなと思っております。

博士課程の学生にとっては、学費とは別に生活費の確保が、今後の研究を続けていく、生活を続けていく上では、非常に大きな課題でもありますので、文科省としても、次世代研究者挑戦的研究プログラム（S P R I N G）といった制度を行って、収入面の課題に対しての支援をしているというところが挙げられると思います。

留学生の中には、御家族とともに日本に來られて生活している方も多くいらっしゃいますし、奨学金の受給額では生活費に満たないというような場合もあり、昨今の物価高騰の影響もある中で、経済的な負担が大きい。その事情は、市内でフードバンクを行っている団体であったり、先ほど、D I V Eのほうでの具体的なお話はなかったんですが、それでも寄せられていると思っております。

S P R I N Gの制度自体の背景、支援制度が行われた背景においては、日本の大学の研究力の低迷や博士課程の学生が減少していることを受けて、今後の活躍貢献を担う人材育成、人材確保に寄与するものとして実施されたと私は認識をしておりますが、日本国籍における博士課程の取得率は、人口100万人に対して、2019年で122人、2021年で120人とほぼ横ばいになっており、日本の科学力や技術力の低迷の要因としても挙げられております。

最大の要因は、博士号取得後のキャリアパスが十分に整備されていないということもあり、修士課程の学生においては、3割が就職が不安、博士課程に進むと経済的な見通しが立たなくなるといった声が上がっております。

国は目標として、2040年までに人口100万人当たり3倍を、博士課程取得者を増やすと

しているんですけれども、それでも先ほど申し上げたような人数ですので、制度の目的を達成するためには、国際化は必須だとも言えると思います。

2024年度では支給対象者が1万564人で、そのうち6割が日本人、4割が留学生の4,125人だったということもあります。様々な多様性を求める上での陳情の御意見としては、ぜひ府中市議会としてもこれを採択して、国に対する意見として述べていきたいと思ひますし、先日の一般質問等でもありましたけれども、差別や排外主義といった傾向において、今回、SNSや国会議員の発言などで、すごいミスリードをするような発言において、こうしたバッシングが起こっているとも思ひます。

私は、府中市議会として、多様性を進める、多文化共生を進める府中市としても、ぜひ陳情採択を進めていただければと思ひますので、意見として申し上げたいと思ひます。

○秋山としゆき委員長 ほかに、御意見も含めて御発言はございますか。おぎの委員。

○おぎの雄太郎委員 意見させていただきます。

日本は、博士号取得者数が主要国で唯一減少傾向となっており、20年前は人口100万人当たりの博士号取得者はアメリカや韓国と同程度でありましたが、現在は倍以上の差が生まれていると認識しています。

そのような状況の中で、次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）が、国内における博士離れを食い止める政策の一つとして、令和3年に始まりました。

陳情者の御指摘にあったとおり、日本人学生が多様な背景を持つ留学生とともに学ぶことは、我が国の研究力の向上にとって極めて重要なことであり、また、優秀な留学生を受け入れて支援することも不可欠であるということは論を待ちません。

私自身も台湾への留学経験だったり、上智大学という私立大学の中で、多くの留学生を抱えている大学ですので、異文化交流によって成長させていただいたと思っております。

そのため、我が国においても、1954年に国費外国人留学生制度が開始され、今日まで、世界約170か国から合計12万人を超える留学生を受け入れておりまして、多様性に基づく研究力の向上に寄与していると捉えております。

海外では、博士を目指す優秀な若手人材に対してはきちんと給料を支払う、学生としてではなく研究者として処遇するのが世界の研究競争の趨勢で当たり前となっており、我が国においても博士課程の改革が求められているということは認識しておりますが、次世代研究者挑戦的研究プログラムについては、制度本来の趣旨に立ち返り、必要な見直しを行うことが適当であると考えておりますので、本陳情には不採択を主張いたします。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。西村委員。

○西村 陸委員 よろしくお願ひいたします。若干長くなりますけど、御容赦ください。

まず、陳情文全体から受けた印象というか評価なんですけれども、まず、団体名に「国籍要件撤回」、また、件名には「国籍要件の導入の撤回」と記載されているのに、ちょっと違和感を感じております。

今回、制度見直しを取りまとめた、文科省の科学技術・学術審議会人材委員会次世代人材育成ワーキング・グループの資料を見る限りですと、国籍要件ではなくて、留学生という表現、つまり、立場として位置づけているものと認識をしております。

あわせて、このワーキング・グループが方針を打ち出した直後に、6月26日に報道された、例えばNHKニュース等でも、留学生という表現になっているということで、この表現の国籍要件、国籍という部分と留学生という立場の表現の違いで、この表現の違いは大変大きいと考えております。

それから今、申し上げた、文科省の人材委員会の次世代人材育成ワーキング・グループのメンバーというのは、東京大学をはじめとする全国の大学の教授や企業の社外取締役、中にはフリーアナウンサーの榎太一さん、これは同志社大学ハリス理化学研究所専

任研究所員というお立場も持っていられしやる。こういう方々が、全て学術系のメンバーで構成されておられまして、政治的な色は入っておりません。

ワーキンググループ自体も4月から始まっておりますので、参院選の影響等は関係ないものであって、外国人排斥とか外国人差別といった考えとは次元の異なるものであると認識をしております。

その上で、このワーキング・グループの議論や関連資料から若干抜粋して御紹介しますと、検討資料からは、日本の現状として、今、竹内委員やおぎの委員からありました、日本の博士号取得者が他国と比較してとても少ない、さらに減少傾向が続いているという課題に対して、文科省として、博士人材活躍プランという大きなプランを示しました。

その中で、2040年までに人口100万人当たりの取得者を世界トップレベルに引き上げるという大目標を掲げて、政府を挙げて優秀な博士人材育成に向けた取組を重点的に推進していくことが確認をできております。

プランの全体像というのは、SPRINGだけではなく、SPRINGも含めて多岐にわたっておりまして、その中のSPRINGについては、2021年に導入されて5年目の新しい制度でありますけれども、もともとアカデミアの有志研究者の提言に始まって、日本の将来を担う博士後期課程学生を力強く支援することを目的に創設された。その趣旨が十分に明示されなかったために、この5年の間で、本来対象としていた日本人以外の学生にも支援資金、これは生活費に当たる支援資金というのは、1人頭年間200万円と聞いておりますけれども、これが広く配分される運用になっていることから、今回、当初の趣旨に即した形に是正するものであるということから、SPRINGを運用する科学技術振興機構JSTの理事長もおっしゃっています。

日本の学生が博士課程に進学しない状況が続いているということから、優秀な人材が博士課程に進学するような仕組みを考えることが重要であると。博士課程入学者の推移を10年前の平成26年度と比較しますと、社会人は約7%増加、留学生が35%増加で、修士課程からの進学者は約12%減少している。こうした傾向等を踏まえた支援の在り方を検討する必要があるということで、決して留学生を減らす施策ではなくて、日本の学生をとにかく増やしたいという趣旨があるということがまず根底にあるということです。

現在、文部科学省のほか、JSTかJSPS等の関係機関で、博士後期課程学生に対する様々な支援事業、SPRINGだけではなく、複数存在をしている。それぞれの位置づけや目指すべき方向性、支援対象や内容等について、より一層の明確化、差別化を図る取組が必要であるとされています。

SPRINGについては、さきに述べたこの事業本来の趣旨、日本の将来を担う博士後期課程学生を力強く支援することを踏まえて、これまで立場に関係なく一律的に支援してきた支援内容を、日本人学生、留学生、社会人学生の三つの対象に応じた戦略的に最適な支援を行うことで、アカデミアのみならず民間企業、日本の民間企業、国際機関、官公庁、起業など、博士人材の社会での多様な活躍を目指す。つまり、学生への生活支援が目的の制度ではないということを確認したいと思います。

留学生に関しては、全体的な傾向として、日本の大学の博士後期課程への進学を目的に来日、かつ私費留学も多いことに鑑みて、SPRINGに関しては、生活費相当額の研究奨励費は支援を行わないが、一方で、研究費は引き続き支援した上で、優秀な学生に対する研究費支援の重点化など、支援の階層化を検討するとあります。

SPRINGのほかに、進学への不安を解消する経済的支援等の方向性として、これまでも活用されてきた、おぎの委員がおっしゃっていました国費外国人留学生制度、それから特別研究員制度DC、こういった取組は、留学生も対象に入れて、生活費相当の支援も引き続き行う、増額などの検討などとの記載もありました。大学によるキャリア支援については、日本人学生、留学生に対して、より一層の支援の充実・強化を図ると明記されております。

その上で、東京外国語大学にもヒアリングをいたしました。東京外国語大学のSPR

I N Gを所管する部署にもヒアリングしたところ、今回の制度の見直しに対して、現在、国の政策に基づき、複数の国際共同研究プロジェクトが新たに展開されており、博士後期課程学生を含む優秀な若手研究者の国際的な交流を支える姿勢は、引き続き維持されているものと認識しているとのことのお答えでした。

加えて、S P R I N Gによる留学生への生活費支給が制度変更により継続できなくなるが、留学生の受入れ環境の維持向上に努め、留学生に選ばれる大学として国際的競争力の強化を図る。日本人、留学生問わず、博士課程修了者が多様な分野で活躍できるよう、キャリア開拓支援を推進する。特に博士後期課程学生向けのM I R A Iプログラムでは、自治体や企業との連携を強化して、本学修了生が日本社会での活躍の場を広げる仕組みに取り組んでいるとの前向きなお答えをいただきました。

まとめになりますけれども、その上で、今回の陳情内容から気になった点として、本制度が2027年度から見直しになるということからしますと、支援は基本的に3年間ですから、2024年度に支援が始まった留学生は最後まで支援が受けられるが、今年2025年度開始の場合に、最終年度の2027年度はどうなるのか、これは個人的に気になったところです。

また、これから募集が始まる2026年度からの対象者はどうなるのかについて、国会議員事務所経由で文科省に問い合わせましたところ、現行制度の支援対象となる留学生は、学生にとって不利益変更にならないよう配慮する。具体的には、今年度で支援開始の場合、最大3年間、現行制度による支援を継続する。令和8年度から支援を開始予定の場合、今年8月31日以前に採択済み、または募集開始済みの場合は、最大3年間は現制度で支援を可能とする。そして、9月1日以降に学生の募集を開始する場合、2027年度以降は新制度で、2026年度については新制度による支援を推奨するものの、現行支援も可能とするというように、制度の移行期間は最大限配慮する方向で考えており、大学の事業担当者に説明済みであり、現在、各大学にて支援計画等について検討されているはずだとの回答を得ました。

あとは、懸念事項としましては、対象者を日本人学生、留学生、社会人学生と区分していることに対して、日本で育って大学修士を修了した外国籍の学生はどこに分類されるかという点については、未確認の状態です。

まとめますと、最後になりますが、S P R I N Gの制度見直しは、外国籍の学生を排除する趣旨ではないこと、本来の目的は、博士後期課程への進学者が減少している日本の状況に対して、日本の科学技術、イノベーションに貢献する博士人材の増加、育成することが狙いの制度であったこと、S P R I N G以外にも、特別研究員制度D Cや国費外国人留学生制度などでは、引き続き生活費相当の支援を行っていること、制度のはざまにある留学生は最後まで支援される方向で検討されていること、こうしたことから、文科省、また、外国語大学からの聞き取り、そして陳情者のお考えも総合して勘案し、国籍要件の撤回という陳情文の表現とともに、原案の撤回を求めるには至らないと考え、本陳情に対し、不採択を主張いたします。

なお、要望事項2点目の国籍・出自・経済状況などを問わず、博士後期課程の学生支援を充実させることを求める点につきましては、引き続き経過を注視しつつ、陳情者の求めに応じて何かしらの対応をすることはできるかと考えております。

長くなりましたが、以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。にしみや委員。

○にしみや幸一委員 私の場合、なかなか今、監査なので質問、発言は難しいんですが、会派からは私しか出ておりませんので、意見という形で発言をさせていただければと思います。

S P R I N Gについてなんですが、事業実施及び事業公募に関しての報告書というのが令和4年にまとめられています。始まってすぐだったんですが、これは実際、プログラム、S P R I N Gに採択をするということを審査する、次世代研究者挑戦的研究プロ

グラム委員会というところが実はまとめています。

この報告書で示されています、SPRINGにおける博士後期課程学生への支援内容、これは今、金額の話がちょっと出ていますけれども、金銭的なものだけではないんですよ、このプログラムの意義はという説明の仕方がされているんです。キャリア形成、育成だとかキャリア開発、それから、いろんな学生を育てていくコンテンツをはじめとして、いろんな大学の特性を生かした支援も提供されますよと。つまり、このプロジェクトを通じていろんなスキルが身につきますよという説明の仕方をしているんです。

では何が身につくんですかというときに、国際性、学際性で、初めて私は聞いたんですが、トランスファブルスキルというもの、これは大学のみならず社会で広く活躍するために必要な能力という意味のようなんですが、そうしたものが身につきますよという言い方をしているんです。

これを身につけるのに、生活の部分とかいろいろありますが、学術の話ですから、学術分野で不可欠な取組は何かということになると、やっぱり国際的な学術交流ということがどうしても必要になってくると思います。これを大学院において考えれば、大学院生と留学生との研究活動の交流だとか共同の研究活動だとか、こういったことがないほうがいいか、あったほうがいいかということ言えば、あったほうがいいに決まっているということになります。

その一方、今回、2027年度以降ということなんですが、実際に生活費相当分の支援対象が日本人に絞られるというような方針が採用されますと、当面は移行措置が仮にあったとしても、SPRINGに採択をされた大学、その下で学び合う日本人大学院生と外国人留学生との間で、持続的に研究活動を行っていくための環境整備という面で、それは差が生じるということになると思います。

これは、今いろいろ話がありましたが、国会の議論とかも議事録を見ただですけれども、学術的な見方だけではなくて、先ほど、留学生がこれの対象の4割を占めるという話があったんですけど、4割のうちの75%が特定の国の国籍を持っているからどうのこの的な、ちょっとそういう議論の仕方も国会でされちゃっているんですよね、委員会とかで、見ていると。文部科学省の視点ではないのかもしれませんが、国会の中での意識というのはそのようなものが感じられる。

これは、こういう形での特定の属性によって金を投じるか、投じないかといったところにあまりにフォーカスして議論が進むと、大学院生と留学生の国際的な学術交流に対して、留学生側のモチベーションを上げるか下げるかということ言えば、これは下げることになると思います。

そうすると、日本人博士課程の大学院生に、国際性とか、先ほど申し上げたトランスファブルスキル、こうしたものの習得を行っていく、支えていくんだということからすると、ちょっとやはりそれを阻害するような要素として働いてしまうのではないかと思います。その意味で、SPRINGの制度改変として、今回の方向性が妥当かどうかというのはちょっと議論の余地が、私はあるのではないかと思います。

加えて、府中市は、国際的、学際的研究の先端に立つことが国家的に求められている大学、東京外大と東京農工大学ですが、この二つが立地をしていて、学術都市としての側面もあると考えます。良質かつ国際的な研究体制の在り方を、引き続き府中市として望んでいくということをメッセージとして発することも、府中市の場合は意義があることなんじゃないかと思います。

そうした点を踏まえて、この陳情自体に対しての採択、不採択という主張で言えば、本陳情項目の趣旨はうなずけるものですので、私は採択を主張いたします。

ただ、加えたいことがちょっとあるんです。というのは、この陳情を見たときに、いわゆるポストドクと言われている問題がちょっと私は気になったんです。いわゆる博士課程の人が、行き場がないというか、スキルを有効に生かすような受皿がなかなかないという話はずっと前から言われているんですけど、国の基本計画、第6期科学技術・イノ

バージョン基本計画というのがあるんですが、ここで、SPRINGだけじゃなくて、全体的な博士課程の支援目標人数を、2万2,500人支援するとしているんです。SPRINGに限れば、全国で90ぐらいの大学が採択をされているということで、これは府中市に、実は事前にお調べをいただきました。

それぐらい広範に博士課程の学生支援を行わないと、なかなかポストドク対策というのは進んでいかないのだろうという側面は今回、あるんだろうと思うんですが、ただ逆に、優秀な研究成果とか大学院生を育てていくということにより一層重点を置くのであれば、いわゆる選択と集中という考え方じゃないですけど、やっぱり支援する人にはもっと手厚く支援する、その代わり、支援する対象になる人はちゃんと、より優秀なといひましょうか、目的意識を持ったとかそういう方にある程度絞るという考え方も、実は私はこれについてはあるのかなと、片一方で思っています。

ですから、SPRINGの制度自体が今のままでいいかどうかということは、また別の観点から議論があってもいいと思うんですが、ただ、今回の陳情趣旨の部分に関してのイエスカノーかで言えば、採択を主張させていただくということでの考えでございます。これは会派の中でもいろんな議論をこれからも、意見もございしますので、委員としての意見ということで述べさせていただきます。

以上です。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか、ゆうき副委員長。

○ゆうきりょう副委員長 自由クラブから出ているのは私しかいないので、一言だけ意見を申し上げます。

審議の過程で、文科省の説明で、SPRINGのもともとの趣旨は、日本人の博士課程進学の支援という趣旨の説明がありました。その意味で、日本人学生への研究奨励費、生活費相当額の支援というのは引き続きやるべきだと思います。それはまた、日本の様々な分野での研究者を育成するという意味で、国力の充実にもつながると思います。

一方で留学生については、研究奨励費の支援は行わないけれども、西村委員からお話がありましたけれども、研究活動に関しては、大学の研究活動の活性化、学生の質の向上の観点から、留学生個人の研究活動に係る研究費を支援するという内容は引き続き制度化をされておりますので、決して留学生の人を排除するというような目的ではないと私も認識をしましたので、会派の意思として、この陳情には不採択を主張いたします。

○秋山としゆき委員長 ほかに御発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋山としゆき委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

採択に御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○秋山としゆき委員長 挙手少数であります。よって、陳情第9号は不採択にすべきものと決定いたしました。